

平成24年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（12月12日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
黙禱	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長あいさつ	4
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
星　　一　彌　君	8
宗　田　雅　之　君	17
関　根　政　雄　君	25
前　田　武　久　君	42
議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第92号～議案第99号の上程、説明	58
散会の宣告	66

第2号（12月14日）

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	68

欠席議員	6 8
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 8
職務のため出席した者の職氏名	6 8
開議の宣告	6 9
議事日程の報告	6 9
議案第 9 2 号～議案第 9 9 号の質疑、討論、採決	6 9
請願について	7 7
日程の追加	7 9
発議第 5 号、発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
閉会中の継続審査申し出について	8 1
閉会の宣告	8 1
署名議員	8 3

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成24年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年12月12日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第91号 専決処分の承認を求めることについて
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 5 議案第92号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)
提案理由説明
- 日程第 6 議案第93号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明
- 日程第 7 議案第94号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
提案理由説明
- 日程第 8 議案第95号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)
提案理由説明
- 日程第 9 議案第96号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
提案理由説明
- 日程第10 議案第97号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)
提案理由説明
- 日程第11 議案第98号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第2号)
提案理由説明
- 日程第12 議案第99号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	芳賀	亨君
企画調整課長	石井	哲君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君
農林課長	佐藤	文夫君	地域整備課長	近藤	保弘君
教育課長	北條	利雄君	農務局長	増谷	隆夫君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷	秀季	書記	渡邊	敬
------	----	----	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第6回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご承知願います。

（午前10時00分）

◎黙禱

○議長（前田三郎君） 会議に先立ち、去る10月12日にご逝去されました5番議員、故・湯坐良政議員の生前をしのび、黙禱を行います。

湯坐良政議員は平成15年4月に初当選され、本村議会議員として村政進展にご尽力をいただき、昨年4月の当選により、通算2期目の活躍を議員一同期待を寄せていたところではありますが、再び相まみえることはかなわず、深く悲しむものであります。

ここに、故・湯坐良政議員のご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

○議会事務局長（本郷秀季） 皆様、ご起立をお願いします。

故・湯坐良政議員のご冥福をお祈りし、黙禱をささげます。

黙禱始め。

黙禱を終わります。

ご着席ください。

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季） 諸般の報告をいたします。

議案第91号から議案第99号までの9議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

受理しました請願、陳情等は配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長及び教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣関係であります。10月22日、町村議会議員研修会のため、議員5名が郡山市に派遣いたしました。

出張関係であります。

10月12日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、11月7日、第15回交通安全東白川地方大会のため議長、副議長が矢祭町に、11月13日から14日、地域振興視察研修会及び第56回町村議会議長全国大会のため議長が新潟県及び東京都に、11月26日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会平成24年度要望活動のため議長が福島市に、11月27日、村議会議員OB会総会のため議長が会津若松市に、11月28日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会平成24年度要望活動のため議長が栃木県宇都宮市に、12月3日、福島県庁移転要望等に伴う意見交換会のため議長、副議長が棚倉町に、12月10日、年末年始における地域安全、交通事故防止運動出動式のため議長が棚倉町に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第6回に鮫川村議会定例会開催に当たりまして、全議員出席のもとにご審議できますことを厚く御礼を申し上げます。

ただいま議長からのお話で、湯坐良政議員、厚生文教常任委員会で活躍しておりました。去る10月12日、64歳という若さで他界されてしまいました。手術も成功して順調に回復されている様子でしたが残念でなりません。皆さんとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

るところであります。

さて、地産地消給食のおいしさや栄養価、衛生管理を競う全国学校給食甲子園に参加しました本村の学校給食センターは、ことしも東北・北海道地区予選会を勝ち抜き、12月2日に東京で開催されました全国大会に、こまを進めることができました。目標の上位3位以内入賞には及びませんでした。3回目の入賞を果たすことができました。

この大会は特定非営利法人21世紀構想研究会が主催し、文部科学省、農林水産省等が後援している権威のある大会で、全国から2,271の学校や施設が参加をしました。本村の学校給食センターは、村特産の大豆やじゅうねん、豚肉などの食材を使用し、また村内の児童から募集しましたレシピも今回は採用しまして応募したものであります。これは栄養士や調理員の頑張りとともに、本村と古殿町が進めている安全・安心な農作物づくりと、これを学校給食に最大限に利用しようとする取り組みが高く評価されたものであると思います。

次に、原発事故に伴う放射能汚染についてであります。野生のキノコ等からは高濃度のセシウムが検出されているようではありますが、一般野菜などからはほとんど検出されていないようであります。米については昨年の教訓から、ことしは福島県において全袋検査を実施しました。その結果は、放射線の高い県内の一部の地区で暫定基準値の100ベクレルを超えた町村の報道もありましたが、本村においてはほぼ検査が終了しましたが、1袋も出ておりません。周辺の市町村からも出ていないということでもありますので、安堵しているところがあります。

また、環境省にお願いして進めている放射能汚染物質を減容化するための焼却建設であります。畜産農家からは畜舎、あるいは畜舎周辺に仮置きしている放射性物質に汚染されました堆肥や乾燥肥料等を早目に処分したいという要望が寄せられております。一方で、焼却施設の建設に対しまして、地元の方々からは同意は得ているところですが、その周辺の方々から心配の声が寄せられています。心配事の多くは村内だけの汚染物質でなく、他町村からも大量に扱って、お金をもらって燃やすのではないかと。また、放射性物質の大気中への拡散と焼却灰が永久的に置かれてしまうのではないかとということのようであります。

これに対しまして他町村からのものは燃やせません。放射性物質の大気中の汚染については環境省と施設メーカーからのお墨つきをいただいておりますし、炉本体にも換気する機能もついていることでもあります。万が一にも数値が上がったときには、即焼却中止をさせることにしています。

また、焼却灰については、必ず搬出させることとし、それらの声に対しましては丁寧に係

に説明をするように指示をしているところであります。

私自身もそうですが、議員皆様にも空間線量等を監視し、しっかりとした監視体制のもとに安全の中でこの焼却炉減容化事業を成功させ、これらが福島県の復興への一助となりますように努力してまいりたいと思いますので、皆様方のご理解をお願いするところであります。

次に、11月30日、修明高等学校鮫川校の第2回目の改革懇談会が開かれました。これは福島県が平成11年に決めました県立高等学校改革の中に分校の生徒募集停止の基準として、1学年1学級規模の分校において入学者数が募集定員の2分の1以下の状態が3年続いた場合、その地域の進学を希望する生徒にとって通学可能な高校が他にあることなどを条件に、原則として生徒の募集を停止するというところであります。

鮫川校の場合、これまでの2年間2分の1以下の状態にありました。昨年が18人の入学生ですし、その前が19人でした。その以前はずっと20人を超している募集だったんですが、来春の入学者数が20人以下になりますと募集停止となります。ですから、3年後には修明校鮫川校がなくなるということでもあります。

皆さんにも勧誘をお願いしているところでありますが、9月1日現在の志願状況では鮫川中学校からの志望者がゼロということでありましたが、きょう現在とといいますか、12月1日の学校に連絡したところ、変更がありまして4人の志望者があったということでもあります。鮫中の卒業生が4人、きょう現在で志望しているということでもあります。

他町村の中学校の状況は把握できませんが、昨年までの状況からしますと、もう一頑張りでの廃校の危機から脱出できるのではないかと思いますので、どうぞ議員の皆様方のさらなる協力をお願いするところであります。

次に、東白養畜農業協同組合と東西しらかわ農業協同組合の合併についてであります。

これも新聞等で皆さんご存じかと思いますが、本村の農業は原発事故による放射能の汚染のもとで大変厳しい状況にあります。肉用牛繁殖経営も例外ではありません。

国は牛の飼料である乾草等の暫定基準を今までの3,000ベクレルから、この4月から100ベクレルに引き下げました。当然、村内で生産された乾草は食べさせることができませんでしたので、乾草の供給については他町村や畜産団体に対応策を協議しましたが、結局は村単独の乾草の支給事業となったところであります。

議員皆様方のご協力、ご理解をいただきまして、村で基金をつくり、東京電力の賠償の確約のもとでこの事業を始めさせていただきました。輸入乾草を供給することにしたところであります。これにより、村内の畜産農家の廃業を食い止めることができたのではないかと思います。

しかし、県内の肉用牛の頭数の減少はとまらず、当然家畜市場の経営も厳しさを増しているようであります。

これまで東白養畜農業協同組合は、石川郡畜産農業組合と共同で石川家畜市場で子牛の競り市場を開催しておりましたが、ことしの9月に石川家畜市場閉鎖の新聞報道がありました。報道以来、東白養畜農業協同組合の動向が注目されておりましたが、11月30日、東白養畜農業協同組合と東西しらかわ農業協同組合の合併予備契約が調印に至りました。

今後、両組合の理事会、総会等において、東西しらかわ農業協同組合に東白養畜農業協同組合が吸収される形で合併するということでもあります。子牛は来年の4月から本宮の家畜市場に出荷されるということでもありますので、少しは遠くはなりますが、安堵しているところでもあります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。専決処分の承認を求める議案が1議案と、予算補正にかかわる議案が平成24年度一般会計補正予算と7つの特別会計の合わせましての補正予算8議案、合計9議案を提案させていただきました。

ご提案議案に対しましては十分ご審議をいただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

12番 坂本忠雄君 及び

1番 岡部明君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 議長の名指がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る12月6日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から12月14日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から12月14日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今回は一般質問の先頭でやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今議会におきまして、次の2点についてを村長に質問をいたします。

まず、1点目でございますが、焼却炉設置後の対応についてをご質問を申し上げます。

9月18日付、一部マスコミによって鮫川で放射性物質の焼却実験と報道されました。村民を初め隣接地域により不安の声が多数寄せられ、焼却炉の安全性が問われております。

11月12日は環境省を初め担当者より、村に設置される焼却炉の放射性物質の除去性能説

明を受け、実験結果の処理能力の安全性についてある程度理解することはできましたが、業者の説明だけでは不安は解消するわけではありません。

村内の汚染物は村内で焼却をするという基本的な理念に異論はありませんが、高濃度の焼却灰の保管と焼却炉から出される排気ガスの状況を知ることによって村民の不安も払拭できると思っております。

まず、村として安全性に取り組む考えをお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の質問、焼却炉設置後の対応についての質問にお答えを申し上げます。

村内にある放射性物質に汚染されました農林業系の廃棄物は、農家の敷地内に保管されている稲わらと牛ふん堆肥で、合わせまして28トン、草地などに放置されている牧草サイレージと堆肥原料落ち葉で230トンあります。焼却炉設置により、これから始まります住宅除染作業で庭木の伐採があります。これらを342トン発生すると見込みまして、合わせまして600トンであります。

畜産農家からは早目の処分を要望されており、汚染された廃棄物をこのまま放置しておくことはできないため、焼却し減容化を図り、少ない量で保管することといたしました。

ことし4月に環境省から仮設焼却炉の設置について提案があり、検討した結果、廃棄物の処理方法をバグフィルターによる排ガス処理等が既に行われている実証事業で安全な焼却建設であることが確認されましたので、環境省が行う焼却実証事業を受け入れたところであります。

国の指示で処分するとしている1キログラム当たり8,000ベクレルを超える特定廃棄物は牛ふん堆肥と堆肥原料落ち葉で28トンあり、全体の5%弱であります。残り572トンは村が処理することになりますが、今回は汚染された廃棄物600トンすべてが環境省の実証事業で処分されます。

ただし、焼却灰は国が設置する中間貯蔵施設、または国が確保する最終処分場へ搬入するまでの間、焼却施設敷地内に保管することとなります。長くても5年間程度と想定していますが、これも早く最終処分場に運んでいただくように環境省には申し入れておりますし、最終処分場にはいたしませんので、ご安心を願いたいと思います。

焼却施設は、排ガス中の放射性セシウムを除去する高性能の排ガス処理装置バグフィルターが設置されています。このバグフィルターで放射性セシウムの99.9%が除去されるということでもあります。

さらに大気中へ放出する排ガス中の放射性セシウム濃度を廃棄物関係ガイドラインによる検出限界の1立方当たりセシウム134とセシウム137を足した数値で2ベクレル以下と設定するように申し入れ、環境省はこれを受け入れております。2ベクレルです。

この数値は、施設周辺の大気中濃度はセシウム134のみとした場合で20ベクレル、セシウム137のみとした場合で、これは国の基準値です、30ベクレルとなっているようでもあります。村が設定しました2ベクレルは、国の基準値の10分の1以下の数値でありますことをご承知いただきたいと思えます。

焼却稼働中はダストモニターで常時監視し、2ベクレルを超えないように管理し、さらに超えるおそれがある場合には焼却作業を中止して点検と原因究明を行い、安全を確認した上で再開するように指導しています。

そのほかに焼却施設敷地境界の空間線量を1日1回測定しています。その測定結果とダストモニターのデータを日報にして、その日のうちにメールで報告を受けることにしています。

村では、情報提供を受けて速やかに村のホームページ及び広報紙で公表することにしております。

現在、焼却炉稼働後に空間線量がどのように変化するかを比較するため、周辺4カ所の空間線量を1週間に1回測定しています。

また、焼却炉施設入り口にモニタリングポスト1基を新たに設置をさせていただきました。ほかに青生野地区には既に4基ありますので、合わせまして5基のデータも記録していますし、この5基でこれから焼却実験中も記録をさせていただきます。

また、議員全員協議会が9月24日開催され、焼却炉設置に向けての協議の中で、議員全員が焼却炉の監視員になっていただくように確認されております。モニタリングポストの線量確認と排ガス中の放射性セシウム濃度測定結果のチェックをお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、7番、星一彌議員の今後の対応についての質問にお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星一彌君） ありがとうございます。

焼却炉設置につきましては、先ほど村長さんが述べたように全員協議会で議論いたしました。

たけれども、一日も早く村内の汚染物は村内で焼却できる分からしようじゃないかというやっぱり合意のもとで設置に対して同意をいたしました。

また、11月の説明会においても、環境省を初め担当の業者さんの中で議会としてもいろいろ不安を払拭するために要望をしてみました。焼却の保管はどうするんですか、ばいじんの測定、あるいは汚染濃度の常時監視のシステム、そしてさらには議員がみずから焼却炉に行って監視をする、そういう要望までいたしました。これは村民及び地域住民の不安を払拭するための我々の考えで行動を起こしました。環境省のほうでも理解をいただきまして、常時そうした監視体制をとれるということでございますので、村民を初め、地域住民の方々にも安心をさせていただきたい。

また、我々にもそれ以上に責任があります。先ほど村長さんが言ったように、数字に誤りがあるならば即焼却を中止して、その原因をはっきりと追求していきたい、そういう感じでもおります。

いよいよ来年の2月から焼却開始になる、余り時間的にはないと思いますけれども、今工事が進められていると思いますけれども、現在の工事の進捗状況をまずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問の進捗状況であります。きのうその進捗状況説明に環境省の方がいらっしゃいました。お話によりますと、申請書類の一部にふぐあいがあったそうです。その申請書類が滞りなく終わったそうです。書類検査が終わりまして、ただ、この工事やる際に今セメント工事だそうです。そのセメントの手配が、今工事が大分盛んなんですね。このセメント業者、生コンですか、その手配がつき次第ということで順番からいうと、あと5日ほどかかるそうです。5日後には順番が得られて、相当数のコンクリートになるものですから、今その生コン車の手配に難儀しているというお話で、何か5日後ぐらいから生コン車の配送が手配した、手配でき次第、また継続して工事をやりますからご安心くださいと、そんなお知らせで、きのう環境省で役人が2人来て言っていました、といったことです。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 村民も一日も早く焼却を願っているわけですから、工事がおくれることのないようにひとつ村のほうでもご指導を仰いでいただきたい、そういうふうに思っております。

この前の説明ですと、詳しくは述べることはできませんけれども、一日1.5トンが焼却能力があるというふうに理解しております。

先ほど村長が申されました鮫川には600トンぐらいのプラスマイナスの汚物があるんじゃないかと、こう想定されておりますけれども、あの工程表を見ますと稼働日数は大体400日ぐらいになりますか、そうすると1.5トンの、そうすると600トンぎりぎりなんですよ。

一番私らも心配するのは600トンの汚染物が出るということで、恐らくそれよりは若干多くなるんじゃないかなというふうには感じは持っていますけれども、9月の議会にも答弁をいただきました除染する戸数が170戸と理解はしているんですが、それに変わりはないでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問であります。まず焼却物質の量であります。600トンを超えるのではないかというお話であります。実はこのモデル事業を実験事業を引き受ける際に想定されましたのは、村で環境省にはお話しておりませんが、乾草飼料ですら1,000トンを超える量がありました。これは700ベクレルを超している乾草、ラッピングされたえさです。これが減容化対策がうまくいきました。

議員承知かもしれませんが、浪江の希望の牧場に紹介しましたところ、大体村のそういったラッピングされたえさを450トンほど運んでいただきました。恐らくまだ必要ではないかと思えます。鹿角平に見られましたうまいもの祭りのときにはまだありました。あれは今はもうゼロになりました。

そういったことで申しわけないですが、この減容化対策は焼却じゃなくて有効利用できたという一面もあります。ですから、このえさを360トン見込んでいたんですが、このえさがゼロになった、鹿角平の、ただ、農家の納屋に隠れているラッピングされたえさがあるわけです。こういったえさがどのぐらい持ち込みがあるか。私は今度の焼却実験には鹿角平のラッピングされたえさだけを想定しておりました。あとは、ですからえさの減容化は焼却でなく譲り渡すことによってできたという理解も一部していただければと思います。

もう一つが、その除染を必要とする戸数ですが、実は国が定めている1時間当たり0.23を超える区域が鮫川村では航空写真の結果230戸ほどございました。その230戸の中でも村で、この辺は差があるんじゃないかと、そういう想定をして170戸という計画を立てたところですが、きょう今現在ですと、かなり低い数値になっているんですね。今、各大字に散らばっていますモニタリングポストの結果ですが、ほとんどが0.1を切る地域になっており

ます。

ですから、この辺をもう一度精査しまして、この実証事業が始まる前には、これは各戸別ごとに調査をしましてからの除染、国の除染事業ですから0.23以下の地域は国の補助は受けられません。こういったところでもう1回必要になりますが、この瓦れき等は今現在あるので100トンぐらいです。ですから、600トンを上回らないように努めたいとは思いますが、この辺も、しっかりと皆さんでその0.23を上回っている地域はすべて除染しなくてはなりませんので、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

170戸といいますと、恐らく先ほど言いました放射線量0.23以上の比較的集落単位で除染されるのかなと想定はします。集落単位と言いますと、かなり敷地面積のあるご家庭もあるということが想定されますので、かなりの342トンですか、除染で想定されておりますようですが、その倍ぐらい出るんじゃないかなという私の考えで申し述べるわけですが、いずれにしろ早く除染していただいて、早くそうした処分をしていただきたいと思いますというのが願いのもとでございます。

ただ、これから2年間のうちに170戸の除染をすると思うんですが、焼却炉の撤去の時期までにすべて除染が終わらないと当然焼却はできないわけですが、その問題に対しては別に心配はしていないんですが、それまでに終わると想定してよろしいんですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そういったことで、今のところ計画でありますからご理解いただきたいと思いますし、今の屋敷周りの線量というと本当に低い線量になると思います。この減容化対策で一番怖いのは8,000ベクレルを超している23トンの減容をしなくてはならない放射性物質があるわけです。これを少しずつ薄めて低濃度化にして減容化するということになります。

ですから、国が今、環境省が申していますのは10万ベクレルを超さない灰にしたいということ、残り灰というんですか、焼却灰にしたいということをお話ししているようです。ですから、どの程度薄めれば線量の薄いものでまぜ合わせて8,000ベクレルを超えるものと、そうでないものとの割合で事業が進められるようであります。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 私も昨年から1カ所を集中してデータをとっております。実は昨年、

落ち葉をその場所で測っていただいたんですが、2,448ベクレルありました。ことしはどうしたかといいますと、532ベクレルまで下がっております。ですから、昨年の場合には表面に落ちたもの、ある程度表土からそのベクレルが吸い上げた部分もあろうかと思えますけれども、同じ場所で測った数値がこういう結果が出ておりますので、実は昨年その放射線中間線量ですが、そのときには0.2から0.1ぐらいが数字の行ったり来たりしていたんですよ。ことし同じ場所で測ってみますと、0.17ぐらい、6から7ぐらいあるんです。それで、表面はどのぐらいのベクレルがあるのかなということで村の検査機関で検査をしていただきました。2,159ベクレルこれはあります。

ですから、私の言いたいのは、早く除染をしてやらないといつまでも住民がその中で苦しむということにつながると思いますので、なるべく早く除染をしていただきたいと、私のほうからも要請して次の質問に移らせていただきます。

2つ目でございますが、6次産業の推進についてでございます。

平成16年度よりのまめで達者な村づくり事業も高齢者の健康、生きがい対策を主たる目的で実施され、8年の歳月が過ぎようとしております。耕作者の生産意欲もあり、収穫量も順調に推移していると思われませんが、最近大豆の繰り越し残量がふえているように思われますけれども、なおさら6次産業を推進して消費拡大すべきと考えますが、まず村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の2番目のご質問であります6次産業化の推進についてお答えを申し上げます。

村では、平成16年度からまめで達者な村づくり事業の一環として大豆の生産と6次産業化を進めております。平成21年度までは順調に推移しておりましたが、不順な天候や連作障害が出始めました。一定量は確保できるものの良質な大豆の生産が難しい状況となってきました。

また、消費の部門では、健康志向や米の減反政策もあって、全国的にさまざまな大豆製品が開発され、新たな製品開発が望まれる状況になっています。

本村の大豆製品はこだわりの豆腐やきな粉、みそ等好評を得ており、消費者も固定されてきました。大豆生産農家にとりましては身近な換金作物としての位置づけが強くなり、年々

増加してまいりました。これは生産農家の増加です。しかし、これに伴い、連作障害や病虫害もふえ、良質な大豆が少なくなってきた、小粒な大豆や規格外の大豆が多くなってきたのが現状であります。村では安心・安全な作物の生産振興を図ることから大豆生産者の研修などを県の関係機関の指導、助言をいただきながら進めています。

また、6次産業化の推進では、加工品の販売が原発事故の風評被害等があり、売り上げが低下しているのが現状であります。このため、販売力の上昇からも村内生産者にも消費を呼びかけ、年末年始の贈答品などへのご利用も生産者みずから参加してくださいよ、利用してくださいよということも呼びかけております。

繰り越し在庫につきましては平成21年度が4トンでありました。22年度が26トン、23年度が35トンとなっており、その約4割が小粒なため、あるいは規格外となっております。

このような状況から良質な大豆を一定量常に確保するための平成22年度から1戸当たり600キロを上限に購入の制限をしました。平成24年度はこのような状況を踏まえ、豆腐、みそ、きな粉などを36トンの大豆を利用しての生産、販売計画を立てております。

平成25年度の大豆作付につきましては、1つの案として連作障害などを防止し、良質大豆生産促進のため、生産農家によりましては大豆を全面生産を休んでいただき、麦など緑肥作物による土壌改良などをお願いして、今後の大豆作付に備えていく指導はどうか、いかがなものかという農林課のほうに今指導をしております。1年間の転作です。そして、緑地として麦を栽培してもらい、麦を圃場に入れてもらって土壌改良をしていただく、こういったところで今考えておるところですが、ただ、今年度の大豆の集荷状況が今のところまだ3割ほどしか進んでいないところでもあります。こういった集荷状況により、いろいろまた皆さんに相談をおかけするようになると思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、6次産業化の推進についてのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 今、村長も申されましたけれども、どうも大豆の粒が小型化している、中粒の粒が多くなっている、確かにそうかもしれません。これはその気候によっても変わりがあろうし、どうしてもやはり連作障害の関係もある。これはいろいろな土壌改良のそういう問題もこれから必要ではないのかなと、そういうふう感じております。

在庫トン数は先ほど村長のほうから発表されましたので、いかにその大豆を消費拡大するかというのがこれからの課題ではないのかなと。

福島県でも各町村でいろいろなアイデアを出しているようでございます。この鮫川村は、

まめで達者な村づくりという一つの大きなスローガンでございますので、この大豆の商品価値というのを物すぐ高める必要があるのではないのかなど。その反面、きな粉などは非常にきな粉にするまでの工程というのはなかなか大変だという話も聞いております。

私が提唱したいのは、大豆をそのまま粉にして、例えば大豆うどんとか、あるいはパン、クッキー、そういうものも商品活用している町村もあるようですので、「手・まめ・館」のわきにいろいろ若い者が集う場所があるものですから、そういうところにやはり目を差し向けて商品の開発というのが必要ではないかと思いますが、その辺について、取り組みについて村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の再質問であります大豆の新しい商品の開発ということですが、私もごもつともなお話だと思います。今ほどお聞きしたんですが、大豆の粉をうどんに利用したり、パンに利用したり、こういったようなこともおもしろいアイデアだなと。特に今選挙の真っ盛りであります、農業の振興で、日本の農業を立ち直すのには、国も考えているのが農業の6次産業化だそうです。日本の農業は皆さんご承知のとおり、西洋と競争しても大規模化は無理であります。知恵を使った6次産業化で世界との競合できるのではないかと私も同感であります。

こういったことでぜひ恐らく新しい政権になりましてからも6次産業化には力を入れてくれるのではないかと思います。こういった資金を利用して、真っ先に中粒の大豆を、実はきな粉なんかはとても中粒で間に合っているそうです。大粒でなくてはだめなのは豆腐だそうです。豆腐は大きくないと質のよいものでないと味がすぐ敏感にあらわれるんだそうです。

この辺気をつけて指導しながら、せっかくつくった大豆を上手に中粒まで使えるような加工できるようなお勉強というか、そういったことを25年度は目標に指導していきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 紫斑病の大豆が非常に見受けられますよね。今堆肥センターにあるようですが、規格外といいますか、全くくずのやつは田んぼに有機肥料として使うんでしょうけれども、以前は耕作者が手まめに豆をいりながら紫斑病の豆をうちにストックして食べた時代から、今は共同で選別するというので、検査体制が変わってきたように思われます。

そういうために紫斑病が多くふえているのかなと、そういう感じもいたします。

それから、大豆というものは非常にたんぱく質を豊富に含んで糖尿病にもいいらしいんですね。それから、もちろん美肌効果にもよろしい、そういう点を大いにPRしながら、やはり消費拡大に向けて発信したほうがいいのではないのかなと、そういう感じもいたします。

それから、肝心の栄養分のイソフラボンといますか、あの栄養素があまり長期保管をすればということは栄養素がやはり逃げるそうなんですよね。

そういう関係上、やはり余り長い年数在庫として置くということは、ただ豆に等しくなっちゃうというような観点もありますので、今後十分に熟知されまして消費拡大に向けるようにご期待を申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで11時5分まで休憩します。

（午前10時56分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 本議会において2点について村長にお伺いいたします。

まず1点目、介護予防のためのスポーツジム設置についてお伺いいたします。

日本人の平均寿命が年々伸び、高齢化が進む中で、いつまでも健康で夫婦仲よく暮らせばほとんどの人が考えているのではないのでしょうか。これらの手助けの一環としてスポーツジムを設けてはと思います。これにより健康づくりによる医療費の削減と将来への生きがいづくりになるのではないのでしょうか。また、成人病の患者予備軍が多くいると聞きますので、これらの対策にも大変意義のあるものと考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の介護予防のためのスポーツジムの設置についてのお答えを申し上げます。

初めに、村の介護予防事業についてご説明を申し上げます。

村では1次予防事業として高齢者の皆さんが認知症や寝たきりにならないように介護予防のためにさまざまな事業を実施しております。一般高齢者を対象に筋力づくり教室を130人余りの参加者を5コースに分けて実施しております。1コース年17回ですから、5つのコースがありますから85回開催しているということになります。また、要支援となるおそれがある方や一般高齢者を対象に、脳いきいき教室を11回開催しております。さらに、介護予防に関する普及啓発やボランティア養成事業に加え、地域介護予防活動支援事業ふれあい教室は、区長さんを初め地域の皆さんが主体となり7行政区において延べ1,000人を超える高齢者が参加して実施しております。

2次予防事業では、生活機能が低下した高齢者に対しまして、機能の改善や悪化の防止を目的として、元気にここ教室を12回開催しています。高齢者向けの介護予防事業に参加されている皆さんは介護認定を受ける比率が低いとされ、一定の成果を上げているものと考えております。

次に、生活習慣病の予防事業についてですが、生活習慣病の予防対策については健康を増進し、発病を予防する1次予防、病気を早期に発見し早期に治療する2次予防、さらには病気にかかった後の対応としての治療、機能回復機能治療等、機能回復、機能維持という3次予防がございます。3次予防対策としてはリハビリテーションを含む医療供給体制の整備があり、2次予防対策としては検診の受診が重要となると考えています。

村では高齢者の医療の確保に関する法律により、特定健診診査、特定保健指導の実施が義務づけられていることから健診の受診率の向上に努めました結果、ことしは国の目標値であります65%に対し、推計値67.5%と目標をクリアすることができました。これは単に目標を達成するというものだけではなく、病気を早期に発見すること、早期に治療することが重要であり、健診を契機に自分の健康状態を知ることが大切であることが私は理解されたのではないかと考えております。

特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高い方や、リスクの程度に応じて動機づけ支援と積極的支援に分類し、レベルの状態に応じた保健指導を個別に実施をしております。国では、この保健指導率45%を目標としていますが、村では平成23年度には特定保健指導者を対象に67名です、53人に個別指導を行い、終了率79.1%の成果を報告したところであります。

す。

また、1次予防対策として、地区の健康運動サポーターさんや食生活改善推進員さんが主導となり、栄養運動教室を各地区で開催し、食事と運動について学ぶ機会を設けております。

生活習慣病を引き起こす原因は栄養の過不足、バランスの悪い食生活、運動不足やストレス、喫煙などの日々のよくない生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気の総称であります。宗田議員の提案するスポーツジムは1次予防対策の重要なメニューの一つと考えています。

運動トレーニングにおいては、柔軟体操、有酸素運動、レジスタンス運動などがありますが、宗田議員さんのように健康に関心がある方が発起人となり、各地区に健康運動サポーターさんがおりますので、それぞれの地域で年間を通して活動できるようなグループ組織をし、実施されることが私は望ましいと考えています。

なお、教育委員会所管であります鮫川スポーツクラブが農業者トレーニングセンターを拠点に各種事業を実施しております。また、健康増進やメタボ対策などを目的に活動されている健友会やレクダンス、フラダンス、ピラティスなど定期的に活動する団体が自主的に組織されております。

1次予防対策は、一人一人が健康的な生活習慣を自分で確立することが基本であると思いますので、その個人の意識の啓蒙に努め、自主的に運動、トレーニングを望むグループ等への支援を図りたいと思います。

また、生活習慣の改善が必要な人を発見し、保健指導を行い、対象者がみずからの生活習慣を見直し改めることで生活習慣病になる前の段階で食いとめるように、より健康な状態に戻すことに鋭意努力いたしたいと考えておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） ますます村の高齢化が進んでいくわけですね。そして、健康で、病院に寝たきりで長生きしているよりは健康で野良仕事をやって生涯を全うできるのが一番これは人にとっていいことだと私は思いますが、何というんでしょうかね、これは高齢者のいろいろな各種事業をやっているのは私も知っているところではありますが、やっぱりこういう施設を設けるといことはいろいろな人にその場所を与える、例えば今現在メタボの方とかそういう方が他町村に行って、いろいろな病院で検査をし、そして運動をしている、そういう施設に通っている方も多くいると思います。

そういう場合を考えたときに、やっぱりそこまで行くんだらば村でそういう施設を別にお

金かける必要はないと私は思っております。ある程度あいた施設を利用して、そういう簡単な整備の器具を置いて、それでだれでも出入りできる、そういう施設を設けてはいいのかなという感じがいたしています。

そしてまた、現在村のほうで進めております屋内ゲートボール場、これは西野ということで今進めておりますが、これもまたこういうのもあわせ持って、どうしても中央から離れちゃうと利用する方が減っていくと思いますよね。だからこれは全体的なバランスを考えた場合は、ある程度さぎり荘の周辺だとか、そういうところにそういう施設を設け、温泉療養を兼ね、ゲートボール兼ね、そして健康管理を兼ねるような、そういう施設づくりというのは将来に向けての村づくりの一つの方向性ではないかと思いますが、その点お伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員のトレーニングジムのまず必要性かと思えます。

とてもすばらしい考えだと思いますが、村では農業者トレーニングセンターにはトレーニング施設もあるんですね。そういった利用がただないんですよね。そしてトレーニング器械も置いておくんですね。ですから、そういった器械を恐らく個人では行って利用するのは容易でないから何人かのグループで、グループ活動だと利用できると思うんですね。そういったもので、ぜひあのトレーニングルームも利用いただければと、トレセン内です、思いますし、今ほど話されましたお湯の施設、とてもあれは私はすばらしい鮫川の財産だと思っております。おかげさまでさぎり荘は立派に整備されました。あの上が余っているんですね。あの上をどうにか皆さんと一緒にこの期間中に、皆さんの任期があるうちに、私の任期があるうちにあれは何とかしたいと思っております。あの宝物を例えばこれは議会だよりで出るからね、まだ言わないでね、そういうことであの上の利用も相当皆さんのお力をいただければと思いますので、宗田議員は地元でありますから、少し考えてご協力いただければと思っております。その中に宗田議員の考えもぜひ取り入れて、例えば足湯をつくったり、お湯の給湯事業をやったり、いろいろその事業が展開できると思いますということで、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今スポーツジムのスポーツ施設のトレーニングセンターにあるという話を聞きました。私も知っていますけれども、実際のところ、あそこを利用するのに利便性があるか、それといつもあそこは開放してあるんですか。村民から聞くと閉まっていたり、あの状態ではあの器械器具ではちょっと難しいのかなという感じとか、そういう話が多

数聞くわけなんですよ。だから、あっても利用のできないような施設だとか、器具ではこれは宝の持ち腐れでありますから、その改善策はやっぱり考えるべきであると思いますし、これから低障害というか、そんなに軽い人の場合はあんな器械は私らは必要ないんじゃないかなと思っております。ボール1つあればかなりの健康管理もできるし、そういうもろもろの提案もしてみてもいいかと思いますが、その点もお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） トレーニングジムの利用の、トレーニングルームというんですか、あれは私もあるのは知っておりますが、利用頻度が最近少なくなっているということは、あの保健センターの利用が始まったようですね。皆さんの利用が保健センター、あれは床暖房になっているから保健センターのほうがいいようで、保健センターの利用も、保健センターというんです、今の診療所と歯科診療所のあるあの施設、あそこに行って利用している人が冬期間多くなった、そういうことでトレーニングジムがあいている、そういったこともあるようです。

中にある器械は、私は余り承知していませんけれども十分な器械があるのではないかと考えていますし、もちろんその器械の利用とか使い方とか、そういったのは利用者によって、要するにその健康志向グループによって求められたものを準備するとか、あるものを上手に使うとか、その辺どうぞ皆さんで考えていただきたいと思います。

それぞれその地域にある健康サポーターの皆さん、あの活躍もすばらしいのではないかと考えています。こういった人に声をかけて、こういった皆さんのしっかりその地域の皆さんにもう少し声をかけて輪を広げていただけないかというお話も次の集まりにはさせていただきます。もちろん議員さんの中にもこのサポーターのリーダーもおりますので、そういったことでもご協力いただけるとと思います。

まず、健康な生活というのは本人が一番ですね、本人が健康志向がなければ、だめですし、生活習慣病にもなってしまいます。こういって、その本人にどうしてその健康なグループ活動を呼びかけるか、健康志向にさせるかというのはいろいろ課題があると思いますので、そんなグループ活動の中を通じて村の健康を守っていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 鮫川村には鮫川スポーツクラブという、もう活動範囲の広いすばらしいクラブもありますので、そういう方々のご意見も相当聞き入れて、私らもたくさん聞いて

おります。だから行政のほうも聞き入れてもらって、そういう推進というのか、そういう活動を、そしてこういう施設も今後検討に入れていただきたいと思いますと思っております。

2点目に入ります。

緊急時における連絡網の対応について。

現在、緊急時における連絡は白河消防署経由で鮫川分署に入ってきているものと思いますが、昨今誤報ではありましたが、東野地区で火事の通報があり、常備消防が出動してから防災無線による連絡が以前より時間がかなりかかったように思います。また、誤報だとわかった後の対応もかなり時間を要したように感じますが、連絡網に何かふぐあいがあったのでしょうか。

緊急時の対応は1分1秒を争うものです。ますます高齢化が進む中でありますので、何かあるとすれば早急の対応が必要かと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の2つ目の質問であります。ご質問の緊急時における連絡網の対応についての質問にお答えを申し上げます。

まず、火災発生時における消防出動体制については、広域圏常備消防村消防団との連携のもとに速やかな消火活動により、被害を最小限にとどめることが必要であります。

議員おただしの10月31日に発生した火災の誤報通報についての経過をご説明いたします。

まず、消防署への通報についてであります。白河市の広域消防本部の一般加入電話に住宅火災との通報がありました。消防本部では直ちに鮫川分署の消防車を火災出動させました。今般、消防本部に状況を聞いたところ、119番の通報ではなく、消防署の一般電話への通報であったこと、また、通報者が消防署に申告した携帯電話番号の持ち主は別人であり、通報していないということがあったようであります。火災通報に不審な点があったため、村防災無線による消防団招集放送をすべきか、消防本部から役場担当者に問い合わせがありました。

通報に不審な点があるとはいえ、火災が発生している可能性を否定できないため、消防団員の招集の防災無線放送を行ったものであります。現場に到着した鮫川分署員が確認したところ、火災の発生はなく、通報が誤報であることが判明しましたので、その後に誤報であることの防災無線放送が行われたものであります。

火災や救急の際は必ず119番に通報することが大事であります。火災通報のシステムを申

し上げますと、鮫川村からの119番通報は棚倉消防署が受信して、備えてある村防災無線の遠隔制御機から迅速に放送されることになっております。

今般の事例は、情報の確認のため、一定の時間を要したための放送がおくれたためのものであり、特殊な事例でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、白河広域消防においては、昨年度からの繰り越し事業で整備されますが、災害復旧事業で通信設備のデジタル化が進められ、これによりまして通信指令をこれからは整備されますと、棚倉消防署でなく白河消防本部に一本化されることになるなど機能が向上してまいります。機能が向上してまいりますということは、それだけ地理に不案内な係が受信するということになります。

ただ、ねらいは正確で迅速な消防、救急体制の整備により住民の安心・安全が確保されるように今後とも努力してまいりますことを申し上げ、2番、宗田議員の質問に対する答弁させていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） これは私も当時家にいてこの火事の常備消防が家の前を通過して行った後、しばらくたっても鳴らなかったんだよね、防災無線が、正直なところ言ってね。たとえこれが誤報じゃなくて本当だったら大変ですよ、実際のところ、こんなにおくれたでは。たまたまこれは誤報だからよかったという感じで、そういう情報システムというのはやっぱり何ぼ機械をデジタル化しようが高性能にしようが、やっぱり動かすのは人間です、人なんですよ。

だから、その人をきちんと指導していかないと誤報であってよかったのではなくて、これからの今後のこの高齢化が進んでいる中においては万が一火災だったら大変なことになる、そういうことを私は痛切に感じました。

そして、私も即場所がわかったものですから、まして我々地元なものですからいち早く駆けつけたわけなんですけれども、行くより早く途中でとめられたんですよ、現場の手前で。そのとめられたということは誤報ですと。すぐここから帰ってもらっても結構ですというご指導がありました。その指導を受けてから、家へ帰ってきて、それでもまだ誤報の放送がされない。そうすればどうということになるかという、どんどんどん常備消防の方もやじ馬も集まっちゃうんだよね。

そして東野地区とみんなわかったと思っておりますけれども、道路が私は前から早くが改良しろということで騒いでいるわけなんですけれども、もう交差ができない、消防駐在の車が来て

も即行けない、こういうような道路状況なんですよ。だから、こういう情報を防災無線というのは本当にそういうときに機能しないと相当村でも経費はもちろんこれは消防団員が集まれば経費はかかるわけですから、経費ばかりじゃなくてやっぱり消すのは当たり前の話なものだから、それは経費どうのこうのじゃないけれども、実際のところ、そういうところにも負担がかかってくるわけなんですよ。

だからそういう通報システムというのはこれからどんどん整備していかなかったらば、私はこれからまだこの次もまたこんな状態はあるのかなと。以前にも消防署員で、あと地理的な問題で常備消防が緊急で出動して場所もわからない、1時間も2時間もかかって、その場所に行っている、そういう常日ごろの彼らも一生懸命やっているのは私らもわかりますし、今現在鮫川在住の消防団員というのは鮫川出身の方は何人も私はいないと思います。だからそういうもろもろの情報を兼ね合わせた職員を配置、そして職員が現在地理の勉強、そういうのを私はしているのかなと、クエスチョンマークになることが結構一般の人から入ってきます。だから、そういう指導というのはなされているのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問であります常備消防に対しての指導であります。常々訓練は怠らずやっているように私は見受けられますし、ただ、今の体制が果たしているのかどうかというの、ちょっと疑問が議員おただしのおりであります。村内出身者が少ないのは事実でありますし、その辺を上手に考えるにはふだんの地理のお勉強、ふだんの警ら活動にあるのかと思っております。その辺もう少しそういった過ちを繰り返すことのないように再度申し入れておきたいと思っております。

今回の救急自動車の要請活動にも問題があったようであります。この辺、早速常備消防には正確な当時の行動をお尋ねし、そういった遅延のないように努力していただくように、これは前回もあったんですね、前回は唐露地区でありました。そのときも指導はしておりましたが、今回も若干そういった傾向が見られたようであります。これは私は確認はしておりません。ただ、何人かの人から遅かったんじゃないか、2時間ほどかかった経過したよとあって、そんなことを最近聞いたものですから、その辺しかと確認して、そういったことのないように迅速に要望にはこたえるように指導してまいりたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私らも常備消防職員、その他各種職員が、私らは遊んでいるとかそう

いう感覚は一切ございません。本人たちにとっては一生懸命やっているというのは私らはわかりますけれども、その一生懸命さが村民の寄託にこたえられないようなときには、やっぱりそれは一生懸命じゃないんじゃないかな、その努力が足りないんじゃないかなと思います。そういうことを切にお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の定例議会におきまして、3点について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、広域的な地域医療の充実についてであります。

全国的な地域医療の過疎化は大きな社会問題となっております。この問題については過去の一般質問でもおただしをいたしました。今後の本村や近隣町村を含む広域医療の諸問題について、また、その後の経過と今後の取り組むべき課題について、次の各点についてお尋ねをいたします。

第1点目、本村の診療所の利用状況、また課題はあるか。

2点目、広域的な医療機関、また緊急病院としての医師不足の対応策はどうか。特に産婦人科、小児科の医師確保について不安材料はないのか。

3点目、近隣町村において医療問題の解決策としての協議会等での協議内容はあるか。

第4点目、地域医療に関心のある医師の育成の支援策を広域的に取り組むことができないか。

以上、4点について、広域医療についての質問であります。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の質問、最初の質問が広域的な地域医療の充実についての質問にお答えを申し上げます。

初めに、国保診療所の利用状況であります。9月定例会に平成23年度主要施策の成果及び予算執行の実績でお示しのとおりであります。平成23年度は診療日数が197日、患者数が5,208人、訪問診療件数が117件、介護訪問看護が48件、患者送迎者数が885人です。

平成22年度におきましては診療日数が195日、患者数が5,838人、訪問診療件数が151件、介護訪問看護39件、患者送迎数が1,053人でありますので、1日平均患者数につきましては22年度の29.9人、23年度は26.4人と13.2%の減少をしているところであります。

村民の健康の保持、または増進するために診療所の役割は大きく、在宅医療やみとりのためにも無医村にしたくないという思いがあります。診療所は村の初期医療機関として通常見られる病気や外傷などの治療のみでなく、疾病予防や健康管理など地域に密着した包括的な医療機能を持つ必要があると考えています。また、初期医療から専門的な医療が必要な場合には2次医療機関と連携することも重要であると考え、埴厚生病院等の連携に努めているところであります。

2点目のご質問であります広域的な医療機関、または緊急病院としての医師不足の対応策は、特に産婦人科、小児科の医師確保に不安材料はないかであります。医師不足の課題は、中山間地域の住民にとりましては全国的な課題でもあります。特に原発事故以来、多くの医師が県外へ流失され、福島県の喫緊の課題でもあります。

福島県が平成23年11月に策定しました福島県地域医療再生計画にも重要課題の一つに医療を担う人材の確保と救急医療提供体制、小児、周産期医療提供体制の充実として、医師の人材確保を図るため医師事務作業補助者の導入を促進し、医師の負担軽減を図り、少なくとも震災前の水準までの医師を確保することが目標とされております。

国・県・市町村、そして医療機関が連携し、医師確保に努めなければならないと認識しているところであります。特に関根議員の質問にありますように、小児、周産期医療体制には国全体の大きな課題とされ、子育て支援の役割からも重要な問題と受け止めているところであります。特に、産婦人科、産科医師は平成10年から22年に至っては2割近く減少しているようであります。この医師になると産婦人科は少子化になってお産する人が少なかったから飯が食えないということですね。当然産婦人科を選ぶ医師が少なくなったというのもあります。

平成21年度の埴厚生病院の産婦人科の存続問題は、東白川管内の住民が一丸となり、署名運動や関係機関への要望活動により回避することができました。医師が高齢になっておりますので、存続も危惧するところでありますが、次年度においては継続することと聞いておりますので、安心しておるところであります。

しかし、医療機関の自助努力も必要であります。喫緊の問題であることから医師確保のために東白川地域が連携し、現状の把握、課題の洗い出し、方策の検討をする協議会等が必

要であると考えております。

3点目の近隣市町村において医療問題の解決策としての協議会での協議内容はあるかについてであります。白河地方市町村広域圏が事務局となり、第2次救急医療運営協議会が県南保健福祉事務所長を会長に、医師会や各病院長、消防本部、担当課長等の構成により設置されております。

この協議会は、白河地方広域市町村圏内各町村の休日、夜間における入院治療を必要とする重症緊急患者の救急医療体制を確立し、円滑な運営を図ることを目的として、その運営状況等について協議するため年1回程度開催されております。

今年度は別途第2次救急医療運営を担う白河地方病院の病院群輪番制病院協議会から平成25年度の補助金増額要望があったため、先般、圏域市町村長の会議において協議を重ねたところであります。

この緊急病院の輪番制なんです。今まで5つの病院が緊急病院に指定されたんですけども、1カ所やめたんですね、田口病院という病院がしたからなんですね。この病院が緊急病院から外してくれということで、今度は4つの病院で白河厚生病院、白河病院、会田病院、塙厚生病院と4つの病院で担当することになりましたということで、大変患者もふえているということで、輪番制を上手に患者に対応するにはということで、賃金を上げろということでもありますので、この辺今検討しているところであります。

4点目の地域医療に関心ある医師の育成の支援を広域的に取り組めないかについてであります。奨学金制度では福島県奨学資金制度、福島県へき地医療医師確保就学資金貸与制度や、福島県県立病院医師就学資金貸与制度により、将来県内のへき地診療所、または県立病院の医師として勤務しようとする医学部の学生に対し貸与し、医師の確保を図っております。また、医療機関や行政側から関連大学医学部に対し、人材育成のための資金を給付することにより寄附口座を開設していただき、医療機関へ医師を派遣する制度を活用するなど、自助努力によってさまざまな手法により医師確保に努めているところであります。

村は、東白川地方の中核病院であります塙厚生病院の安定した運営のために、郡内の町村との連携を図り、行政としての支援を検討しているところであります。

また、国保診療所のよりよい運営、信頼される医療体制の確保、村民の健康を守るために医師の存在が不可欠でありますので、村独自の施策の検討を進め、医師確保に努めたいと考えております。

なお、議員各位におかれましても医師確保に向けてのご提案いただきますようお願い申し

上げ、議員の質問にお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 再質問の1点目、本村の診療所、昨年度、前年度比13.2%減ということで、1日26.4人ということで初期治療といいますか、高齢者の対応もされているということで、本村のその診療所の契約内容、今おいでになっている先生がいつまでの契約なのかということと、それから、その待遇の内容はどういった年間の報酬等も含めて、どのくらいの経費がかかっているのか。

さらには、村が取得した越虫の住宅、これらを当初、先生のほうにお貸しするという予定でありましたが、現在その状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質問であります。村の診療所の体制であります。まず今おただしのように昨年と比較しますと13.2%の患者の減少ということであります。これが果たして患者の減少になるのか、それとも健康な人がふえているのか、この辺は定かではありません。

ただ、一つ心配なのは、今課題としていることが月曜日がない、そして月曜日がないもあります。月曜日が休診だ、土曜日、日曜日、月曜日まで村をあける、こういったことが村の診療所としていいのかな、村の診療院としていいのかなという思いがあります。ただ、残念なことに当時はなかなかこういった先生でないとお願いすることも容易ではありませんでしたし、無医村は回避したことで大変私は感謝しているところであります。

ただ、先生にお願いしました。来年の3月いっぱい終わります。先生、実は村民からいろいろ要望がございます。できれば月曜日から金曜日まで、これは通常どおり営業していただきたい、あとは村内に住所じゃなくて住んでいただきたい、こういったことで、土曜日、日曜日でも緊急の場合には村の診療所の先生がいるんだと、そういう安心感がとても大事だということに、ここ3年間で気づきました。こういったことでお願いしております。

ですが、こういったことを先生、約束できないときには申しわけないですけどもということで今インターネットで募集を始めました。この募集のネットに、どうですか、気づいて応募してくる医者、あるいは県のほうにもお願いしておりました。何人か紹介があります。実際には応募で村に届いた医者もおりますが、どうも村の考えとは意見が合いません。給料の面、あるいは医師の行動面でちょっとふぐあいがありました。

そういったことで、実はお断りしております。ですが、今もこういった引き合いが今度県

の紹介であります。こういった方に村を見ていただき、村の実態を、今度は県の紹介では60歳ぐらいの医師のようですが、この辺で、まず月曜日から金曜日まで、そして今ほど申し上げましたように、村に住んでもらうことが私は一番大事なことでと思っています。これを提示して、果たして来ていただける先生がどういったお答えを出すか、これの問題を先生が理解していただけない限り、次の継続はありませんということはお話はしてあります、こういったことです。

ただ、どうしてもこういった医者が確保できない場合には、今までどおり今年度どおりの25年度の体制になりますけれども、お含みおきをいただければと思います。一生懸命探しています。ですが、どうしても容易でないときには希望がかなわないときには、今の火曜日から金曜日の体制ならば北崎先生は約束できます。それでだめならば、無医村にします、そういったことです。そういったことで、ご理解いただければと思います。

先ほどの待遇であります、ボーナスなしで月額145万円です。

○議長（前田三郎君） 答弁漏れがありますね。越虫の住宅の件ですね。

○村長（大樂勝弘君） 住宅のほうは、それは毎日通っていますから今は利用していないんですけれども、ただ夏休みとか冬休み、そういう間に来て、それで本当はあの爆発がなかったらば4月から来る予定だったんですね。ああいったことが奥さんがあの爆発事故以来、とてもだめだということになったそうです。その辺、北崎先生も申しわけないが今のところ一生懸命説得しているんだということなんです。子供の小学校の入学のこともいろいろあったものですから、ただどうしても奥さんが言うこときかないんだということなんです。本当に申しわけないと思うんですけれども、今の越虫の住宅はほとんど利用されていないのが現実であります、ただ長期の休みになりますと来ているそうです。

こういったことで、要らないならば村で引き揚げますと言っても、いやそうではないんだということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） この問題は22年の6月の議会で同等の質問させていただきましたけれども、あれからちょうど2年が経過いたしました。地域医療の過疎は地域の破綻につながると言われておるとおり、人口の減少、さらには子育て支援にも大きな影響が出るものと大変懸念をしての2回目の質問でありますけれども、私たち村民は医師の医療の世界は全く無知でございます。1人の医師を育て上げるのに一体どのぐらいの学費とか研究費等がかかるのか、想像を絶するような大きな金額がかかるものと予想はしておりますが、我々はどうも医

師不足と簡単に口に出しますけれども、医療現場は大変厳しい状況だと思います。緊急病院、特に心身ともに大変なストレスがたまる医師の世界だと想像はしますが、実は21年の10月に地域医療シンポジウムというのが開催されて、この中の総括の中にも、地域に医師が残るか否かというのは最終的にはその医師の個人の考え一つになるんだという、そういった報告書が出されております。

私がここで4点目で前回と同じ質問をさせていただきました。奨学基金の体制もあるということの答弁でありますし、まして地域で医師を育てる、広域連携がなされない限り、地域医療に関心のある医師を目指す人材を育成ができない、それが一番肝心なところで、全国的に余り成功した例がないようではありますが、ここの実態を把握して、そういったその医師を育てる、こういったその広域連携の中で我が村が先導的になって、村長が先導的になって地域で医師を育てる、そういったその支援策はできないものかといったものを大学、また住民、行政等連携をしてすべきではないかと思えます。

先ほど、この緊急関係の会議はあるという、消防署も含めてこういった年に1回協議会があると仰いましたけれども、この県南の特に東白川郡内の町村長と連携をとって、行政が一体となってこのシンポジウムたるようなものをどんどんと開催していきながら、何が支援できるのかということを探すべきと考えておりますが、村長にその辺の所見をお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質問であります。まず医師の確保で私は一番大事なのは地域の人がいかにこの医師と上手に生活できるか。医師も人間であります。ふだんの生活のほうが多いわけです。勤務時間は8時間です。あとの16時間は一般の村民になるわけです。

こういった医師の生活環境がすばらしい環境になる、この東白川地域が医者にとってとてもすばらしい環境なんだと。水はおいしい、空気はおいしい、お酒はうまい、そんなその環境にすれば医者はどんどん来んだ。あと一番大事なのは子供の、自分の子供がまた次の代を担ってくれるにはそれだけの学力が必要だ。やはりその学力の向上という、地域の学力の向上もとても大事だ、学習環境の整備、こういったことで東白川をよくする、こういうお話し合いは常にしております。

ですから、だんだんにはこの東白川地域からもそういった住んでみたいなという医師が必

ず私は生まれてくれるのではないかと思います。

今回の産婦人科の事案もそうだと思います。あの医師も大学の医局と、実はあの大学の医局の指示でもって医者は動いているんですね。この医師の大学の医局と意を反することをすると、これは切れちゃうんですね、大学病院とのつながりが。すると緊急の場合に大学に患者を送り込めない、あるいは応援もいただけない、そういったことで医局のいろいろの都合で医者は振り回されるんですけども、これを振り切ったんですね、あの診療所の医者は。

もちろん最終的にはそういったことのわだかまりがないような手当てはさせていただきましたが、それは何かというと塙が気に入ってくれたんですね。塙町がとても住みやすい環境だということで選んでくれた、こういった地域に一回なったんだから、みんなで自信を持って、この地域からはそういったその次の代の子供たちにとっても学習しやすい環境づくりをやろう。県南も今のところちょっと学力的にもやはり県中、県北に負けている地域だと。県南ももう少し気合いをかけようという、今4町村の思いであります。

あと、どうしても福島県が嫌われているのは、5年前のあの双葉町の大野病院の産婦人科の訴えの事件がありました、告訴事件が。ああいった事件がありますと全国の医師が福島県には行くな、何だ、訴えられるぞ、そういうお話だそうです。ですから、あの事件以来、相当医者は減っていることも事実ですし、それにましてあの原発です。まず、原発問題ではその理解のある医者とそうでない医者が極端に分かれています。

家の家庭の事情を話しますとそうです。家の息子は原発は全然怖くありません。嫁さんが怖いです。嫁さんは仙台に帰って、仙台の病院に勤めています。家のせがれは、このぐらいの線量は全然怖くないんだということで、いわきの共立病院にいます。こういった同じ医者でも相当な考え方の違いがあるようであります。

この辺残念であります。ただ、どこでも低線量で長時間、長い年間被曝するとどうだという実績がないんですね。この評価が、正しい判断が30年後40年後に下るわけです。こういった評価が、決して鮫川村というか福島県にとって不利益にならないように私らは努力するのみであると思います。こういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 医師も人の子供でありますし、また一人の人間として地域医療に身を置きたいという、そういった人づくりの観点からも、この地域が好きだということであれば地域医療に携わっていただけるようなそういった環境をやっばり我々も行政と一体となって

つくるべきと思っております。ぜひ村が、村長が先導的になって、郡の地域医療の提案もまた進めていただきたいと思いますと思っております。

○議長（前田三郎君） ここで一般質問の途中でありますが、ここで午後1時まで休憩します。
(午前11時59分)

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時00分)

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 午前中に引き続きまして2点目の一般質問をさせていただきたいと思
います。

県道、村道の日陰林の解消についてであります。

本村にもいよいよ冬が到来をしましりました。冬期間の県道、村道の積雪後の路盤が凍結する時期が来ます。これらの凍結路盤は、村民の通勤や通学時に大きな支障を来すものと予想されます。現在の日陰林解消への住民からの要望箇所の詳細、さらに今後のそれらの解消の着工時期など具体的な計画についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目の質問、県道、村道の日陰林の解消事業についてお答えを申し上げます。

まず、日陰林の対策事業は冬期間、路面凍結による交通事故を未然に防止するため、道路わきで日陰の原因となっている杉、ヒノキの所有者に協力を得て伐採する事業であります。

国道、県道関係では、地元の要望と村からの要請で、平成18年度から事業が開始され、日陰林が解消されました箇所は国道349の強滝地内を初め、平成23年度までに9カ所が実施されました。日陰が解消され、一般車両は安心して通行できるようになったと思います。

今年度の日陰林対策事業として予定している箇所は3カ所であります。まず最初の1カ所は、勿来・浅川線の関根議員の関係する上地内の高坂正男さんというんですか、高坂正男君とわきですから、高坂久男さんの前になります、あの箇所と、棚倉・鮫川線の真坂地内は金

沢一四君ところの前山です。もう1カ所が国道289号線の前ノ沢の深沢地内です。この深沢地内の日陰林対策事業3カ所を予定しております。

このほかに要望されている箇所は、勿来・浅川線の浅屋敷地内で、浅川町との町村境です。次に、349線の滝ノ下地内で市川甲子男氏宅と国道の間です、あの裏山になりますね、裏山というんですかね、裏側になります。

次に、県道赤坂・西野石川線の宝木地内で、水野茂男さん宅の前山です。この3カ所はいずれも懸念箇所と思われる箇所でありますので、平成25年度の実施に向けて県に要望活動をしているところであります。

村道関係では、平成21年度から村道菅ノ目・浅川線の追木地内を初め11カ所が日陰林から解消されております。今年度は村道官沢・西山線の長坂地内、村道田尻・関口線の田尻地内、村道関下・関口線の関下地内の3カ所について、日陰林の伐採を予定しております。来年度以降についてもスクールバスの路線を優先的に日陰林の対策事業は考えていきたいと思っております。

次に、今後の着工時期ですが、国道、県道関係は3カ所を予定されております。その中でも棚倉・鮫川線の真坂地内は立木の補償契約が成立しました。このほか、勿来・浅川線の上地内と国道289号線の前ノ沢地内ですが、現在この立木の補償契約の交渉中であるという報告が入っております。間もなくこの立木の補償も契約されると思っておりますので、実行になると思いますが、ただ心配なことがあります。伐採する業者がないということでもあります。

いろいろ今業者は仕事がいっぱいなんです。そんな関係でこの伐採する業者が少ない、県の棚倉土木事務所から今年度は日陰林の対策を3カ所実施しますと10月上旬に連絡が入りました。棚倉町にある東白川郡森林組合や村内の事業所に連絡しまして、伐採ができるかどうか確認したところ、現在請け負っている仕事で手いっぱいであり、平成25年の3月まではこの業者の皆さんは請負はできないということでもありますので、今地元の皆さんに村では声をおかけしているところであります。こういったことで、3月では何ともしようがない、3月以前に伐採ということで計画をさせていただきます。

まだそんな至るところに杉の木が原因で日陰となっている道路がありますので、各区長さんの意見を聞きながら伐採箇所を検討してまいりたいと思っております。今後は立木の伐採後の跡地の管理ですね、伐採した後にまたヒノキを植えられたらしょうがない。ただ、村のお金で植えるのか、それとも地権者の都合で植えてもらうのか、その辺を検討しながら、この伐採事業も進めていく時期に来ているのかなと思っております。

伐採した後の管理がいろいろ問題が出ております。こういったことで、この日陰林の対策事業は実施してまいりますが、この後の利用については、それぞれその地域の特徴を生かした里山づくり、あるいは地権者の協力を得ながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。これで8番議員の説明にかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 県道3カ所、村道3カ所が計画にのっておられるということで、それにまたそのほか25年度の事業に計上しているということでもあります。業者さんの諸事情で切り手がいないという事情もわかりました。計画にのっている日陰林はあっても、その切つて光が差さない限りは凍結が解消できないということで、それまでの間の県道は県が管理する、村道における冬期間の養生を塩カル剤、また砂等を配置等々、また巡回、特に村長が今答弁にもありましたスクールバスの運行路線を重点的にということ、切るまでには時間がかかるとすれば、それまでの間のそういった冬期間の維持管理、こういった計画は村内を網羅していく計画であろうと思いますが、具体的にこういった措置をもう既に凍結しておりますけれども、計画について、管理についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の追加質問であります。凍結道路の維持管理であります。

ついおとといですか、あの雨が一番ひどいんですね。夕方遅くに降ります。それが寒い時間に降りますと、少しの雨でもすごい路面の凍結があるわけです。早速、戸草、349号線を利用している戸草地内です。あそこが今バイパスになっています。今、戸草の頂上付近がちょうど工事中です。

いわきの方ですが電話が来ました。お答えしました。鮫川の道路、特に東北の道路は今の時期歩くにチエンを持って歩かない、車通らない、これはしようがないよ、自分の責任で解決している、これはしようがないと思います。

こういった鮫川の起伏の激しいところ、これはやはりその走る人の責任で解決すべきであると思います。

こういうところで、きのうはいわきの方にはそういった電話をしました。今この時期に鮫川に来て、ここは標高600メートルあるんだ、600メートルのところに来て道路が凍っているから何とかしろ、これはぜいたくな話だから皆さんで解決してください、こういう話をしてきました。

これは村内の方には通じないと思います。ですから、常時凍結しやすい滑りやすいところは責任を持って対策します。

ただ、きのうの場合には夕方でした。夕方の時間ですから、凍ったのが8時ごろです。電話は9時ごろありました。9時ごろの時間に職員を起こして凍結剤を敷く、これは申しわけないと思います。

たまたま近くに議員がおりました。その議員がやったようありますが、けがをします。凍結道路は滑ります。どうぞ気をつけてそういうボランティアもしていただきたいと思いますが、これは早目に役場職員が行って、凍結剤は振ってきました。こういったことでいろいろ不都合がありますが、いずれも近くの皆さんで、あるいはその道路事情というのはあそこは狭い道路なんですね。申しわけないと思ったんですけれども、そういったことで2台ほど突っ込みました。これは自己責任です。どうぞ皆さん方も気をつけて、冬の鮫川の道路はいずれもそういった凍結しやすい場所があるわけですから、気をつけて通っていただきたいと思います。

村は全力を挙げて、こういった皆さんに不便をかけないように例年どおり塩カル剤、あるいは砂等は振る支援は指導はしてまいります。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 基本的にスクールバスが運行する路線は子供の命をお預かりしながらの路線でありますので、塩カル剤の配布、また巡回を怠ることなく冬期間の維持管理に努めていただきたいと思っております。

それでは、最後の3点目の質問に移らせていただきます。

第3次鮫川村振興計画の実績及び検証と、第4次鮫川村振興計画の策定手順についての質問であります。

平成17年度から平成26年度の10年間の第3次村振興計画も残すところ2カ年となりました。来年度は既に総括すべき時期に来ていると思われれます。また、現在の第3次村の振興計画は計画どおりの事業実績を残せたのか。また、その評価と検証についてお伺いをいたします。

また、次期振興計画の策定に当たり、策定の手順及び村づくりへの基本理念について、あわせてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の3点目の質問に対してお答えを申し上げます。

関根議員、ちょっと長くなります。村の振興計画ですから、お許しをいただきたいと思いません。

まず、第3次鮫川村振興計画は、第2次振興計画の成果を踏まえつつ、平成17年度から26年までの10年間の村が進むべき基本的な方向、将来の村づくりの基本方針となるものを定めたものであります。本計画は住民が合併をしなかった選択したことを受けて、自立のための総合計画であり、財政面等の厳しい制約のもとで計画をされ、策定された計画でもありました。

また、計画は公募を含めました住民委員と職員で構成する計画策定委員で地域資源活用検討委員会、農村景観活用委員会、生活安心委員会、人づくり地域産業委員会の4つの委員会で分かれて検討が重ねられました。そして、村づくりの基本理念を農村本来の環境にやさしい心豊かな暮らし方である、まめな暮らしを生かした村づくりとして、基幹産業である村の農業の振興を図りながら、高齢者と若者の共存できる明るい未来が展望できる村づくりを目指すものであります。

私はこの計画が今のこの原発事故を招いたことを考えますと、すばらしい計画であったのではないかと、こんなスローライフの暮らし方があればこんな事故は招かなかった、そう思って、すばらしい計画であったなと今さら思っているところであります。

各分野別計画では、農村の再生ビジョン、農村の環境ビジョン、農村の暮らしビジョン、農村の人づくりビジョンと産業ビジョンの4つの将来像を示し、それぞれの分野で目標値を設定し、問題解決のために取り組んでまいりました。

議員ご質問のその実績と評価、検証についてであります。まず、農村の再生ビジョンの重点施策の大綱で示されました「環境と健康を食べる」「農村の景観と文化を生かす」の課題に対する各プログラムに対する諸事業では、農産物加工直売所「手・まめ・館」の運営と実現、それに伴う安全・安心な生産物の供給、個性のある加工品づくり、まめで達者なというブランド化、地産地消の拡大、農産物の都市消費者への販路拡大などが挙げられます。

また、有機農業の確立を目指しましたエコファーマー制度、特別栽培認証の取り組みによる農産物のブランド化、豊かな土づくりセンター稼働による循環型農業の推進などがあります。

さらに、食の教育プログラムでは郷土料理コンテスト、スローフードパーティーの開催、給食を通しての食の教育の推進などが挙げられます。

さらに、農村景観、文化を生かした地域ブランドプログラムの面では、館山を初めとした農村公園の整備、自立を目指す村のブランド化があります。農村環境を生かした農村体験プログラムでは、環境学習館、農業体験集落モデル地区計画の推進による農業体験、農家民宿、都市住民への農地の貸与の事業がありました。

次に、各ビジョンに対応した各行政分野別の施策の大綱に対する施策の主なものを挙げますと、まず、農村の環境ビジョンにおいては、道路網、道路環境の整備で村内各道路の整備、日陰林の伐採、除雪支援体制の整備の諸事業の実施、水環境、環境保全と再生の施策では、合併浄化槽の推進、簡易水道の普及促進、農業家畜排水対策の推進などがあります。ごみを出さない環境づくりでは、ごみの分別回収、ごみ回収、不法投棄防止の諸事業があります。

次に、農村の暮らしビジョンにおいては、安心生活ができる公共交通機関づくりでは、福島交通路線の維持存続支援、村営バスの運行、診療所の患者の輸送車を活用した一部デマンド交通の活用などが挙げられます。

安心生活を支える情報の施策では、携帯電話のエリアの拡大、光ファイバー網の整備、テレビの地上デジタル化放送化に対する難視聴地域の解消事業、これは青生野地区が今間もなく事業着手になります。次に防災無線の施設のデジタル化、これも今工事中であります。今年度中にはこのデジタル化も完成します。これらの事業であります。

多様な暮らし方の工夫に対する施策では、住宅団地の整備、高齢者住宅の整備、空き家対策の諸事業などが挙げられます。

安心生活ができる保健、医療、福祉の充実では、食教育の推進、各種健康検査の実施、予防介護医療の充実のための諸事業を実施しております。

最後に、農村の人づくりと産業ビジョンにおいては、特徴ある教育の創造では、村民こぞって子どもの教育を考える会などの開催、学校教育の充実では学習環境づくりで小・中学校の耐震化改修工事の実施、小・中学校の学力向上支援事業などの事業が挙げられます。

以上がこれまで計画実施してまいりました諸事業についての主なものでありますが、これまでおおむねの事業については、着手または実施中であるものと認識をしております。

なお、細部にわたりましては毎年度決算時にお示ししております主要施策の成果及び予算執行の実績のとおりであります。

また、これら取り組みに対する検証ということですが、これらの事業の効果、成果は、あるいは数字上で明らかにしているものもありますが、今後第4次の振興計画が策定されるわけです。この策定委員会の中でも個々具体的に評価されて、また新たに引き継がれて

いく事業もあるのではないかと思います。

ご質問のもう一つの平成27年度からの第4次の振興計画については、ことし6月の議会の定例会の際にもお答えいたしました。基本的に第3次振興計画で進められてきました方向性を引き継ぐとともに、昨年、東日本大震災の復興を目指す鮫川村の復興計画によって補完されるものであると思います。また、新たな復興に向けた事業計画がこれに加味された内容で継承できるのではと考えております。

当計画は今年度からその準備段階に入り、26年度までが第3次振興計画の中ですから、27年からです。ですから、何だかんで26年度中までには完成しなければなりませんから、24年、25年度中には各集落の懇談会は終わると思います。26年度には振興計画が8割方できていないと27年には実施できないということでもありますから、その辺しっかりと皆さんの住民のアンケート実施、また地区懇談会の開催、計画に対する住民委員の募集もあります。策定委員会の開催、振興計画審議会の開催などを経て、策定される予定でありますので、どうぞその際には皆さんこぞって参加をいただきたいと思います。

また、次期振興計画における村づくり基本理念については、第3次振興計画においての村づくりの基本理念は、まめな暮らしを生かした村づくりのもとで、暮らし方、地域の生き方、「まめな暮らしが育む環境を生かしたやすらぎとふれあいの村づくり」を基本理念とした経過があります。

私はこの「環境を生かしたやすらぎとふれあいの村づくり」、とてもこの響きがよかったよね。当時はそう思いませんでした。ばかなこと言っているな、何でもう少し元気のいい過激的な言葉で表現できないかなと正直思った字句はありました、私の性格から。

でも、今振り返ってみますと、とても今の時代に合った生き方を選んだなど、つくづく当時の委員の皆様にご敬服しているところであります。

どうぞこれらは今後の村づくりの基本として、恐らく変わらないものにとらえておりますので、この流れを継承するものと考えております。

今後、これらを基本に第4次の振興計画の策定を進めてまいりたいと思いますので、皆様方の協力とご支援をお願い申し上げ、8番、関根議員の質問にお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 残すところ、あと2年の振興計画の検証でございますが、ほぼ計画どおりに推移しているということでもあります。

今後の第4次振興計画の策定の手順については、第3次振興計画が大学の先生方の専門的

な知識、さらには各委員さんの住民参加の中で公募等の4つの委員会で策定されたという従来どおりの手順ということで進めていくということでもあります。住民参加の村民参加の村づくりの一番の骨格となる、また村民の意見がどのように次の4次振興計画に反映させるかというのが一番の大きなかぎのように思っております。

村は今農業の振興、まめで達者な村づくりを表に出して、農業振興を推進しております。その中で、今回の第3次振興計画の冒頭にも具体的な施策の中にもありますとおり、若者とかそれから女性、こういったどうしても社会的に参画しづらいといえますか、そういった方々の意見とか提案、こういったものをもっと表に出して次の4次計画に反映させるべきと思いますが、村長の若者や女性たちのアイデア、意見をどのように4次振興計画に担いで反映させていくか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質問であります振興計画策定に当たり村民の声をいかに聞いてそれを反映させるか、その聞く場を設けるか、あるいは弱者の声、その協議会にはなかなか参加できない忙しい世代があるわけです。若い人はなかなかその会社の都合でこういった皆さんの懇談には入れないし、女性の方も会議に出にくいのではないかと、そういった声の集約であります、とても大事なことであると思っております。

私らの時代でなく、次の30年後がこの振興計画には反映されるわけですから、その辺の声を通していくかということではありますが、どうぞ一番大事なのはこういったそれぞれの地域の代表者が議員であります。議員の皆さんがいかにその策定づくりに審議員として参画できるか、そしてその地域の声を反映できるか、これも大きな問題であります。皆さんの活躍に頼るところが多いと思っております、どうぞその辺もよろしく願います。

村ではこういった皆さんの声を聞く機会をどのようにとらえ、鮫川にはあいにく青年会、婦人会がないんですね。ですからこういった声を聞くのがどうも難しいようです。

私もいろいろな政策のつまずきはこういった若い人の声を聞かなすぎにあります。鮫川村長は一つもおらの声を聞いてくれないという声もたまたま聞こえます。これは事実です。こういったことをどういった機会に聞く機会が設けることができるのかなどと思って、若い人の集まりにはできるだけ出るようにしております。

例えば村のバレーボール大会なんていうときは、びっくりするほど若い人の、お姉さん方の集まりがあります。ですが、なかなかこういった会場ではその声を聞くことはできないんですね。バレーの試合を見ることはできるし、元気なお姉ちゃんたちの姿を見ることができ

るんですけれども、お話をするととなると難しいんです。なかなか私もそういう機会もございません。

どうぞそれは一番地域に密着している皆さんがそういった声を集約できる立場にあるのかなという思いもいたします。

あとはできるだけそういった声を聞くことができるような組織はできないものか、この辺も十分企画のほうで検討しながら、その声を大事にしていきたいと思います。

余り答えになっていないようではありますが、その辺どうぞ機会をとらえて、この声を反映できるような組織づくりに協力をいただければと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 村民の声をどのように村政に、また10カ年の大事な計画ですので、ここに反映させるか。またその手法、それから参加しやすいやり方、これはもう2年かけないで来年度具体的にどのような方法で集まっていただけ的手段をつくるかというのは、私どもも行政と一体となってやるべきことと思っております。

地域は青少年教育とか、それから青年の担い手の育成を怠ると地域は完全に破滅すると当然なことながら言われています。

私たち50年過ぎるとこの議場の皆さんはだれしものがいなくなる状況です。しかしながら、私たちの子供とか孫がこの地域に残るということであれば、そういった担い手の育成に力を注ぐ、そういった振興計画の中に強くうたい上げるべきだなと思っております。

また、10カ年の中で大楽村政3期目でございます。統廃合された学校の利活用、さらには、まめで達者な村づくり等々、バイオマスヴィレッジ構想「手・まめ・館」とさぎり荘の建設等々、この10年間の村の事業は大変他町村になく前に進んできたということで高く評価されております。

ここで10年目の計画を策定する中で、今度はお金はできたから、今度はお人を何とかつくる、こういった施策に変えていく、そういったものが今度の10年間にかけられる大きな課題だと思っておりますが、村長に最後にその辺のご所見お聞かせいただいで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大楽勝弘君） 関根議員の第4期振興計画に臨む村長の基本姿勢はということでお尋ねであります。

私も今ほど関根議員のお話を聞いていて思い出したのが、「コンクリートから人へ」の民

主党のあのマニフェストでありました。確かに当時はそういったことが許された時代でありましたが、果たしてその答えがどうだったのか、今、今回の選挙でこの検証されて評価がされる時期に来ているわけです。こういったほどほどの成果が一番よかったんですね。余り180度の転換をなさらないで、やはりその官僚も大事に、官僚とは相談しながら、コンクリートもほどほどに施策は進めなくてならない。完全に打ち切ってはだめなんですね。

こういったことで私も皆さん方のご協力で、私のその思う村づくり、基幹産業である農業をいかに手厚くして、みんなで農業の元気を村の元気につなげていくか、こういう思いが着実に成果を得ましたことは皆さん方の本当にご協力のたまものであると心より感謝を申し上げますところであります。

今ようやくにして、ただ、ようやくにしてというより、まだ未完成のものも数がありますが、特に堆肥センターの利用であります。堆肥センターも本当は4月にも稼働していなければならぬ施設でありましたが、今なおまだ最終処理業者の許可がありません。1月には約束しました。1月には堆肥を、ただ10月ごろからそちらの都合ではもう間もなくおりますから、最終処理業者の資格もおりますから、都合では農家の皆さんの言うことを聞いて、ちょっとだけなら試験運転もいいですよと言ってきたんですね。ですが、今度の騒ぎで鮫川はみんな大分皆さんから注目されています。ちゃんと許可がおりないうちはやらないぐあいにして再度申し込みがありました。ですから、今堆肥は全然扱っておりません。

こういったことで大変皆さんにご迷惑をおかけしておりますが、これもあの震災の影響であると思います。

震災は昨年3月11日の地震とか津波はこれは人災、自然災害でありますから、2年も過ぎれば何とかあります。ほとんど今元気を出して動いております。

ただ、あの原発です。この目の見えない原発、放射能被害です。これは長い闘いになると思います。この闘いに勝つにはどうしたらいいか。私はこの振興計画も恐らく第4次振興計画はこの放射能対策にもあらかたかき回されるのではないかと思います。

こういった私たちの判断が次の30年後、40年後に必ず正しかったんだと思われるようなその健康被害、あるいは農業振興、その辺を図ってまいりたいと思いますので、どうぞ皆様の地域も放射能に関しては容易でないと思います。ですが、あらゆる今知見を集めましてご支援をいただきながら、この放射能に対しても30年後に正しく評価される、当時の選択がよかったと言われるように一日も早く事業に取り組んでまいりたいと思いますし、振興計画にも反映させてもらいます。

そして、特に今話題の減容対策の焼却炉であります。これも全国から今の日本の科学の技術ではセシウムを除去できるなんてとんでもない話だというおしかりの言葉が多いです。

ただ、この多いのはごく一部の人間です。恐らく日本の人口の何%かだと思います。大方が90%以上の人が恐らく肯定していると思います。私らはそこに国の言うことに一々反論しては前に進めません。ある程度は許す限り国の県の言うことを将来を国の考え方を見越しながら、先を行くのはいいと思いますけれども邪魔をしてはならないと思います。こういったことにどうぞ皆さん方も気をつけてご協力をいただければと思います。

国、あるいは県がどっちを向いていくか、そして鮫川村、容易でない村が国・県に先駆けて先取りすれば、必ず鮫川村も将来性はあると私は信じております。

こういったところで村づくりにもこういった先々を見越して、あの金太郎あめみたくにどこを割っても同じような村づくりではだめだと思います。特徴を出した、そして村民に喜ばれる、次の世代の子供たちが誇りを持って鮫川村に住んでよかった、選んでよかったと言われるような地域づくり、村づくりに、どうぞ皆様方の知恵をおかしいただければと思います。

こういったところで、まず放射能対策が大きな事業の中心になるかと思しますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 冒頭に「コンクリートから人へ」という言葉が出ましたけれども、私はあれは余り好きではありません。村民に直結する生活に直結するインフラ整備はこれは必要でありますので、ただその中で今どうしても置き去りにされていく青少年教育とか、それから担い手育成、これを何とか4次計画にのせて、若い人たちが表に出て、そして自分たちの意見が反映されて、なおかつその若者たちがいずれ自分の子や孫のために残せるようなきっかけとなる10カ年計画をぜひつくっていただくために村民の声を一人ずつお聞かせいただけるような、そういうふうな仕掛けをつくっていただきたいということを念じまして、3点目の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 第6回の定例会におきまして、3点について一般質問をいたしたいと思っております。

まず第1点、消防団待遇改善について。

本村の消防団は一家のかなめで働き盛りの方々が大多数を占めており、奉仕の精神で住民を災害から守る義務を負わされている。その団員数も絶対数の不足から定数見直し、組織の編成がえなどの苦慮策にて対応されている。

これからますますその傾向が続き、団運営の課題となり少数精鋭型の消防団活動が必要となるため、団員の犠牲的負担軽減策の処遇改善が必要と思われるが、それらについて村長の考えを聞きたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の消防団の待遇改善についての質問にお答えを申し上げます。

本村消防団は昭和41年の設置以来、数次の条例改正を経まして、平成23年4月1日から定員を280名とし、3つの分団を組織して活動を行っているところであります。

消防団員に対する村の取り組みですが、消火作業等に安全に従事できること、あわせて魅力ある消防団を目指し、いち早く全団員に活動服、安全靴を貸与しております。

また、国の補助事業などを効率的に取り入れ、携帯用無線機、可搬型の照明器具など団員の安全装置の充実や小型動力ポンプ積載車の更新を随時行っているところであります。

次に、団員の出動の状況であります。平成23年1月から12月までで火災出動が2回で出動団員が81名です。訓練出動が6回で1,285名、災害出動が1回で38名、特別警戒が1回で6名、その他の出動が5回で319名となっており、合計で15回1,729名の出動となっております。これには幹部団員のみを対象としています。出動も含まれております。一般団員の出動はこれよりも少ないものとなっております。

これらの出動のほかに、分団や班独自の活動もあると思いますが、出動自体においては過度な負担になっているものとは考えていないところであります。

消防団員に対する報酬は、国の三位一体の改革による地方交付税の減額に伴い、平成19年度から消防団長においては5%を減額して20万4,000円、副団長には11万9,000円として支給をしております。

また、23年度の組織の改変の際に分団長については7万円としたところであります。それ以外の団員については、平成9年度支給分から約6%の増額の改定を行って以降は改定をし

ておりませんが、これらの報酬のほかに自動車等の係長、係員に対しましては年額7,400円から9,000円の技術手当を支給しておりますが、これも平成9年度支給分から約5%の増額をして以来は改定しておりません。

消防団の皆さんが献身的に、また自分たちの地域は自分たちで守るといふ崇高な郷土愛の精神を持って消防団活動をされておりますことは十分認識しております。

これまでは、さきに申し上げましたとおりの装備の充実を図ってきたところでありますが、報酬等の増額については他の非常勤特別職や東白川郡の管内の状況もあわせます。この辺を検討しまして、いつかの機会にこういった議員さんから提案がありましたという旨を東白川郡の管内の町村長に伝えて検討させていただきたいと思っております。

この辺で審判を仰ぎたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 非常勤常備消防団なんですけれども、非常勤国家公務員というような立派な名前をいただいて活動してもらっているわけでございます。

一朝有事の場合には、とにかく無心無欲でもって現場に駆けつけてその消防責務を果たすというような、たまには命をかけてその業務に当たるというような崇高な精神を与えておるわけでございます。住民にとっても心強い味方でありまして、ただ、今年度の予算を見ましても、この消防団員のこれは広域消防に対する今の常備消防、その予算を含めて約1億円というような中で消防団員の予算は2,200万円くらいの予算であると思っております。その中で報酬割合という約30%くらいの予算比率になっておろうかと思っております。

そういった中でそのような活動を我々負託をさせているわけでございますが、実際さきにも申し上げましたとおり消防団員の絶対数が不足されそうな傾向がますます強まるというような傾向になってきておるわけで、少数精鋭型の消防団活動が強いられる、求められるというような中で、やはり一朝有事の際にいかに効率よく消火活動、それから人命救助、財産等の保護に当たらせるためには、常の訓練等がやはり重要なと考えております。

いずれはそのような傾向になってくるかなというふうに期待はしておりますが、鮫川村の消防団の経過を見ますと、その技術習得のためには村単独でポンプ操法の操法大会、訓練等が行われてきました。しかし、今の就業体制から消防団の活動日数がどうしても制約されるというような中で、そのような村の消防操法大会に備える訓練の日数等もできなくなっているような状態、それにはやはり団員の報酬等にも影響する。

ことし福島県の消防操法競技大会で埴町消防団が県内で優勝された、ポンプ操法ばかりではなくて小型ポンプにおいても3位に入賞されて、全国大会に出場されている、そうした消防団の意気込みというのは行政側の支援策があったからこそ、そういうふうにはできたものと思われま。

操法大会に備える訓練の日数というものは、全国大会に出場される技術を習得するまでには容易な訓練では出場はできないというふうなことでございます。そういった中で団員の報酬が私が予算等でもって見ますと、1人当たり2万2,500円ですね、280名おるわけでございますが、そのような中で1年間犠牲的精神でもって地域の安寧維持を図るということは、これは本当に住民にとっても心苦しいような状態であろうかと思ひます。

先ほど、過去に報酬アップをされたと聞いておりますが、当然もうこの時期においてそろそろ再度見直しを図るべきではないかというふうには考えておりますが、村長の消防団に対する心遣い、そういうものをもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田議員の再質問であります消防団員の待遇改善で、村長の考えはいかかかなというお話ですが、今埴町の元気が福島県に、そして全国にも響き渡った今年でありました。

埴町の団員の待遇を見ますと、給料等は鮫川のほうが一般団員に対しては若干上回っているような、消防団長の手当だけは鮫川がちょっと安いようですが、低いようですが、ほかはすべて鮫川が上回っている、こういったところで今支部長をしております木田団長さんほどんなことを埴町に申し上げているのか、その辺のこともあわせながら、また幹部の皆さんの意向を聞きながら、ただ、今の団員の皆さんはお金は確かに一家の働き手でありますから必要ではありましようが、埴にしる鮫川にしる、この消防団の地域を愛する愛護精神に燃えている方が今団長なんですね。その人の性格はご存じだと思いますが、その辺の判断を通して今の待遇で不満なのか、私は直接聞いておりません。恐らく消防のOBとして前田さんは元団長さんですから、そんなことで部下の待遇を見直そうという気になったと思うんですが、その辺よく今の幹部とも相談しながら、こういった対応に應じなければならぬかなと今、お話を聞いて、質問を聞いて考えていたところでもありますので、この辺、埴の元気とこの報酬の値上げ、これが今回の全国大会の出場でどうはね返ってくるのか。あと今の東白川郡の幹部の皆さんの考え方がどうなのか、この辺さらに検討させていただいて、そちらのほうにまで考えさせていただきたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 決して私、消防団員から報酬の値上げを要請されたわけでもありません。ただ私は今村長も言われたように過去にそういう団員の経験がありまして、そのときは火災出動とか消防責務に当たるときには、無心でやっぱりその後の消防責務を果たしたときの自己満足というものをただ味わって、もう自分なりに消防団員の責務を果たしたなというふうな思いがあって現役時代は務めてまいりました。

現役を去って初めて、あの時代、あの一家の大黒柱の時代にそのような消防任務に当たった役割は大変だったなというように初めて自分で痛感したわけでございまして、今現役で働いている消防団員の人たちを思うと、やはりこれはもう少し考えてやらなくてはならないというふうな思いからそのような質問をしたわけでございます。

決して現役の人たちは、多分消防精神に基づいてその責務に当たられていると思いますので、ただ、このような報酬アップというものは一般の年額報酬を上げろというふうなことでなくして、地域の火災防御訓練、それから火防督励、それから夜勤の巡回指導、そういうものに対しての日当報酬ですか、そういうものを上げてやればこれは活動意欲が高まるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

資金の捻出を考えた場合には、今回、今年度24年度ですか、消防予算の中でポンプ積載車、それからポンプ車も含めての2台の更新がありますね、あれはもう更新期間をとうに過ぎて、国からお金がくるから、税金で買えるから更新するというようなことがややもするとあろうかというふうに、私考えます。

そのような金を、決して自動車は耐用年数はあるかと思いますが、機能としては十分果たせる機械等なんですよ、それをただ同然に廃棄処分して更新を図る。ああいう無駄金をその消防団員の報酬アップというか待遇改善に充てるべきだというふうに私は考えるわけなんです。

ことしかなりの金額が予算化されておると思います。そういったものを何とか村独自の考えでこれは当然充てられるお金でありますし、そういったものを当然消防団員に向けてやるべきではないかというふうな考えですので、その辺の考えがあるかどうか、もう一度村長に。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの前田議員の再質問ですが、この補助事業は火力発電所関係の隣接地の補助事業で800万円ほどある事業です。ただこれは消防団員の待遇改善には使えな

くて、機械の設備投資に使える補助金でありますので、この辺をご理解いただきたいと思えます。

そして、無駄な使い方ではなくて、大体年次が来ております20年を過ぎたものを順次にかえております。そのかえた機械も使える機械は都合よくそういった機械を応用できるような地域の例えば大きな工場あたり、例えば渡瀬の工場ですと大関製作所とか鮫川器機とか、最近ですと中井材木店とか、そういった事業所に緊急時の場合に使ってくださいということで、あとは隣接の火災等がございましたらば応援をお願いしますということでお貸ししているということでもあります。お貸ししているというよりは差し上げたんですけれども、そういった意味でご協力いただけるならば、この機械をご使用はいかがですかということです。決して粗末に焼却処分している考えではありません。上手に再利用できるような状態をお願いはしております。

あと、きのうもお願いしましたが、今可搬式の積載車の自動車は降雪時の塩カルの自動散布機をつけて森建設あたりが上手に赤い車でやっております。これも再利用のいい例かと思えます。こういったところで上手に利用をさせていただいているということも事実あります。そういったことをご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 消防団への待遇改善というのは考えていないということですね。それでいいですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 待遇改善はこの管内の状況もあります。管内の皆さんにお諮りして、こういうふう立派な成績を上げたときに、恐らく埜地区あたりではこういった見直しも声が上がってくるのではないかと思います。そういったときに前田さんの意見も十分私のほうから伝えて、この値上げの要因とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それでは、2点目の図書館の改築工事について質問いたします。

改築工事の内容と当初設計、また変更設計の有無についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、11番、前田議員の2点目の質問であります図書館の改築工事についてのお答えを申し上げます。

鮫川村図書館の改築工事ですが、当初の設計の主な内容をご説明いたします。

既存建物の3階建ての部分を解体し、総2階建ての鉄骨づくりの改築工事になっております。

主な設計内容としましては、外部にあった倉庫が耐火構造の倉庫でなければならぬために撤去し、施設内へ倉庫を配置いたしました。また、館内全体がスムーズに一覧できるような配置に心がけて設計をしております。特に施設全体として平成15年と16年で整備しました自然環境学習施設の機能を果たせるような施設の配置をしております。

主に1階は幼児や児童の利用を考えており、子供の絵本コーナーを中央に配置し、畳を採用し、子供が寝転んで読書できるようなゴロゴロスペースなどを整備するとともに、パペットシアターや大型絵本を使用し、活発な読み聞かせ活動ができるような配置を予定しております。

また、2階部分には学習テラスとして赤坂館を展望できるようなウッドデッキを設置し、自然環境学習施設として製作しました備品を施設の随所に配置しております。

読書ばかりでなく里山景観の学習施設として、落ち着いた空間を設計しております。

次に、変更設計につきましては、隣接建物の購入による魚清ですか、魚清の購入により屋外の整備における駐車場整備の変更及び床材を子供たちが素足で利用していただくためにビニール床シートからタイルカーペットへの変更、また物置の移動書庫の導入を考えています。

なお、変更請負額については現在精査中であります。

以上で図書館関係の質問にお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村長の答弁は実はこれは21年の耐震結果に基づいて3階部分を取り除くというような工事内容でありましたし、我々議員にもそのような説明でもって今年度着工の運びになったということは承知しております。

ただ、私が質問したのは、そのほかに設計変更はなかったのかということで、今床材の設計変更があるということでしたが、自分が承知していたのは3階部分の取り壊し。多分耐震強度の関係で0.31以下のものは構造上問題があるということで、3階部分はその強度を満たしていないということで解体ということになって、正面玄関の改築変更とか、そういうふうなことでもって今年度の補正でもって管理業務の補正予算がありましたね。そういった関係上、私たちは前に5,500万円の予算でもって改築を図るというような内容だけの理解をしておったんですが、何か今の現状を見ると3階から1階部分までコンクリートの躯体

工事が解体されておるといような状況に見られるんですが、その辺は変更前と同じ設計内容なんですか、どうなんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 当初の予定価格が5,500万円でした。5,500万円は3階部分を全部撤去して2階部分の建物を利用するということです。ですから、撤去しちゃってその部分に2階建てを建てて総2階建ての建物にするということでもありますので、それは当初の設計どおりであります。3階部分だけとっているということですね、そうでなくして3階部分は全部撤去するという手法です。鉄骨でみんなつながっているんですよ、下から上まで。ですから3階部分だけそっくりとはいかないんで、今見たところそのようですよ、最初からそういう設計だったんですよ。3階部分は全部撤去する。そして、その3階部分の撤去したところに2階建てを建てて、残った2階と併用して使う。それで設計価格は5,500万円ということでご理解をいただきたいと思います。

ですから、設計変更はありません。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） ちょっと今の説明は、村長はそういう答弁というかそれで理解させようというような気持ちだかどうかわからないけれども、我々議員はだれもそういうことは考えていなかったみたいだよ。

確かに私も建築関係はわかりますけれども、鉄筋コンクリートは鉄筋で全部つながっているんだよ下から上まで。

ただ、さっきも申し上げたとおり、耐震強度の見積もりでは、1階、2階は問題ないと。3階が強度が足りないから3階を取り壊してあとは改修するという、そして玄関部分も当然改修すると。まさか1階から3階まで全部壊す、そういう説明はしていないはずですよ、村長。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 建物自体が1階から3階までつながっているんですよ。ですから3階部分ということは、3階の建物ということと言わないと絶対無理ですよ。

○11番（前田武久君） 今そんな話じゃないんだよ、私が言っているのは。

○村長（大樂勝弘君） そうですか、私はそう思っていました。3階部分は全部撤去する。そして要するに、撤去しなくちゃならない建物であるということです。ですから、残しての工事はできないですよ、あれは。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 1階、2階を新しく建て直して増築するなんていうことは一言も言っていないですよ。過去の議事録を見てください、自分で答弁したことを。23年6月の教育長の答弁。村長もあわせて答弁しているけれども、6月、12月に3階だけ取り壊して改築するって5,500万円というのはさっきの村長の答弁では建築工事費も今検討していると。どういう意味ですか、それは。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） それは、設計変更した部分です。魚清に買ったちょっと落差があるんですね、段差が。その段差をなくして一緒に平面で使えるかという検討です。それが一部変更になります。

あと、3階部分は、あの3階建てはあれを壊さないと最初から使わないということは、その辺がちょっと誤解がありますよ、担当課長、その辺説明してください。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 今の前田議員の質問ですが、当初、当然3階建てと思ったんですけども、学習環境施設を撤去するということでもあります。耐震構造上、現在総2階にするわけなんですけど、その中で前の入り口のほうも直さなくてはならない。それから、先ほど言った駐車場も含めてなんですけれども、そのために3階まで、ただ3階を取り壊すだけでは構造上もたないということで、基本的に今見てもらうとわかるんですが、前側も壊さないと新たにそこに増設して補修しないと、建物としてはだめだということになっていましたので、3階を全部取り壊して総2階にするということになっています。

そういうことで、基本的には工事費は、現時点では先ほど言った隣の施設、建物を購入したそれに付随した駐車場の整備等を含めまして、それ以外の変更はございません。当初から同じ設計内容になっています。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） これは過去の答弁で5,500万円以内あるものを上手に、これは村長の口癖なんだよね、あるものを上手に安く仕上げると、そういう意味でもって改築を我々もそれを議決したわけなんですけれども。そういう説明とは全然私、私もちょっと幾らかぼけてきたから勘違いしたのかなんというふうに錯覚を、今では自分でそう思っていますけれども、最初からそういう設計だとは、私は全然考えていなかったんですよ。鉄筋コンクリートは、私も下から上まで基礎から連結されたコンクリートも一体化されたものであって、

だからどうして3階部分だけ壊すのかなというふうな思いは持っていたんですけども、まさか強度のある1階、2階の建物まで壊すということは全然私は予想もしていなかったんですよね、それで間違いなく5,500万円以内でできるんですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） はい。皆さんに予算を確保するときに実施設計の値段が6,500万円でしたね。それで請負業者の入札で5,500万円で落札になった。そういったことで、設計書を見せてご理解をいただいてご審判をいただくのが普通だったんですが、設計書を議員さんには見せなかった。見せてない。そういうことで口頭で皆さんに説明をしてご理解をいただいたということで理解していました。まことにそういったことで3階部分を全面撤去して、そこに2階の建物を建てて総2階建てで使うという図書館でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それともう一つ、先ほど村長が答弁されたように、平成15、16年度でもって、その補助事業で前の建物を改築しましたね。そのときの補助金の返還云々でもって、国・県に今交渉中だというようなことで、そのまま1年以上経過しているわけなんですけれども、そういった問題に対してはどうなっているのか、ここで説明していただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3階建て部分につくったのが自然環境体験施設館なんですよ。その部分のあるものを、備品を全部すべて1階、2階に配置しまして、随所にそういった自然体験できるような機能として使う、それで補助金の返納は免れたと説明を係員より受けておりました。そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それで、供用開始は恐らく25年以降になろうかと思うんですが、現在の工期とかなんかは入札執行して、我々工期は聞いていなかったんですけども、工期はいつまでなんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 恐らく2月いっぱいの工期になると思いますが、下に行ってちょっと見てこないとわかりませんが、ちょっといいですか。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 工期は、一応今回の図書館の入札した工事につきましては、2月

28日ですから2月末までになります。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） そうすると開館はいつになるんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2月いっぱい工事の完了ですから、引き渡しが3月になると思いますので、図書の移動とかありますけれども4月初めには開館できると思います。

ただ、今の状況では工事が10日ぐらいおこなわれているそうです。なぜおこなわれているかという、今機械が入っていますよね、大型機械。あの機械が県内にはほとんどなかったそうです。それで仙台に行って借りてきたって言ったかな。それもちまたのうわさですけども、仙台に行って借りてきた。相当工夫して、苦勞して機械の手配がついた。そういったことで工期が10日ぐらいおこなわれているそうです。

これは全国的にああいった大型重機が今不足しているそうです。ですから、2月いっぱいは無理なのかなという思いもあります。

ですから、これは業者には気合いをかけています。それが理由にならないと思いますけれども、その辺、お許しと言ったら今から謝っているようではしょうがないけれども、その辺指導しながら2月いっぱいの契約期間を守るように指導させていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） そういう事態に陥るということは、当然これは二、三年前から入札を執行したわけではないですからね、3.11以降にこういう予算化をして、間違いなく5,500万円以内で、入札執行した場合にはちゃんと契約書を取り交わしているはずですよ、着工する前に。だからそういう言いわけを一々聞いたんでは、これはどんな工事でもそういうふうな状態になったんでは我々税金を費やしているんですからね、それと一日も早い開館を待ちわびている読書の方々がいるわけですから、そういうことはちゃんと毅然と実行してもらいたいというふうに考えております。

それと、隣接する買い求めた店舗ですね、それとの駐車場の関係で質問をするんですけども、その駐車場なんかは附帯工事であれば発注されたんですか、どうなんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 駐車場はまだ発注しておりません。ただ、計画にあるということで、これが今設計しているところでありますので、これを恐らく附帯工事で増額になると思いま

すので、これは今精査中ということで先ほどお答えしたとおりであります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それと、先ほど課長から話があったとおり、我々には内部の構造等の図面等は全然示されていないので、私たちも住民の代表者なのでそれは図面を我々に提示をして配っていただきたいというふうに考えておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

図書館についてはこの辺で、次の3点目の屋内多目的運動場についてを質問いたします。

一般建築工事の設計内容と工事費、建築場所についてお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 前田議員の3つ目の質問であります屋内多目的スポーツ施設の整備事業についてお答えを申し上げます。

整備事業の概要でございますが、整備の目的は乳幼児や村民の皆さんの運動健康促進を図るため、テント型の屋内多目的スポーツ施設を整備させていただく事業であります。

利用内容は、乳幼児の多種多様な遊びや運動に、村民の皆さんにはフットサル、ゲートボール、グラウンドゴルフ等の運動や健康にかかわる事業を多目的に利用できるように整備するものであります。

設置場所でございますが、乳幼児や村民の皆さんが比較的に利用しやすい場所として、西野の名下地内の赤坂西野区区民運動場広場を選定いたしました。当該土地は赤坂西野行政区の所有で12月1日に赤坂西野行政区臨時総会を開催いただき、村の屋内多目的スポーツ施設整備事業の概要説明を行うとともに、土地の売買を議案とする提案をいただき、出席者全員皆さん同意をしていただきました。

また、施設の整備方針であります、屋内多目的スポーツ施設鉄骨づくりの幅というか長さですか、約26メートル掛ける59メートル、高さが13メートルで、床面積が26と59を掛けますと1,534平米になります。その他簡易施設として、別棟です、幼児用を含みましてトイレ、用具施設、更衣室、管理室を備えた鉄骨づくりの床面積187平米を別棟というか、隣の屋根伝いといいますか下屋のような形のところに考えております。詳細については、今後さらに詰めてまいりたいと思います。

事業費は屋内多目的スポーツ施設が2億円、今言いましたトイレを含む用具室、更衣室の

管理施設が5,000万円で検討しておるところです。合わせまして2億5,000万円です。

なお、この事業は学校施設環境改善交付金、国の国庫補助金の事業です。この事業を対象として計画をしております。ですから、この事業に当たるように25年度は無理と思います。26年度は何でかんで充てて交付していただいて、交付金で5割ぐらい支援してもらい、こういった事業で村の負担をなくす。残りは、あそこは過疎地域で過疎債が該当になります。ですから、1億2,000万円は過疎債ですから、村の一般財源からの持ち出しは3,000万円ぐらいでできるのではないかと計画しております。

これを我慢できないときには2億5,000万円すべて村の一般会計からの繰り出しとなります。ですから、それではなかなか皆さんのご了解も得られませんでしょから、1年待ちます。国の補助事業に当たるように一生懸命頑張って、皆さん力を合わせて補助金の獲得を目指したいと思いますので、ご協力をよろしくお願い申し上げ説明いたします。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） この件については、ことし屋内ゲートボール場というような村長の説明を受けて、初めて我々が知ったわけでございます。

それで、場所についてということで、同僚議員からの質疑に西野地域というふうなことが初めてあかさされて我々承知したわけでありましたが、当然道少田地区の屋内ゲートボール場がやっぱり耐震でもって撤去というか更地にされたわけでございますが、そういった施設は村民からも多く要望されておったということで、決して悪いことではないというふうに考えております。

ただ、場所については、当初から村長が西野地区ということをおある程度頭に入れておったようにそのときに初めて知ったわけでございますが、これは西野地区ということは、先ほどそのあと早速区民の方々、総会も間近だから行って話して皆さんに意見を伺うというようなことで我々には説明があったわけでございますが、今の答弁でもう全員から同意を得たというようなことで話がとんとんと進んでおられるようでございます。

ただ、我々そのあと住民がやはり聞きつけて屋内ゲートボール場、西野ということを知ったんですが、つくるとはいいいけれども場所的にもう少しみんなの利用しやすいような、村の集会場所に近いような場所を選ぶべきじゃないかというふうな声が多く寄せられております。

そういったことで、私は別にこれは反対の意味じゃないですけども、もう少し場所とか村民の声というものを聞き入れて進めるべきじゃないかなというふうに考えておりますが、

もうこれは絶対1年を我慢して待つ、村長の考えではその貴重な金も、積み立てもあるから、しかし鮫川村は今財調基金があるからと言ったって数億円ですよ。今40億円の借金を抱えているんですよ。本当は財政調整基金だって借金分くらいの積み立てをしておかなくちゃならないんだよね。そういうことでもう少し考えてほしいなと思うんですよ。村民の声をもう少し聞いてほしいなというふうに考えております。

これは、西野の住民の人たちには感謝しております。感謝しておりますけれども、余にも村民の意見を聞き入れないで一方的な独断的な考えでもって物事を進めるということになれば、やはりもう少し我々の意見も聞いてもらいたいし、その辺どう考えておるか、村長の考えをただしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田議員の戒めというかおしかりですが、実はゲートボールというお話をしたのはそのとおりでありまして、昨年の8月にゲートボールの県南大会の会場が鮫川で開催されました。そのときはどしゃ降り、鮫川に来た白河から矢祭まで来たんですね、そのとき皆さんは手ぶらで帰っちゃったんです。

鮫川までお呼びして手ぶらで返しちゃった。これは、こういう村だから当たり前のことかもしれないけれども、白河なら屋内でできたんだと、それがしゃくにさわりました。こんな村だからこそ老人を大事にするんだ、そんな設備があればよかったなとつくづく思って、よっしゃそれでは先にそのわきのゲートボール場に屋根をかけてやるわ。その屋根だと1,000万円、2,000万円でするんですよ。そんな屋根ならばよかったんですけども、あそこはがけ地条例になっているんですよ。それで1,000万円、2,000万円のテントもかけてはならんとなったんですね。

そういうときに、運動会で子供たちが運動できない鮫川のこどもセンターのことも思い出しました。こういうときだからこそ、この災害の放射能の災害があるときにこそ、今屋内の施設に補助金があるんですよ。こういうチャンスを生かしてあそこに雨の日でも子供たちが運動会ができる、バスで乗り入れができる、そういう屋内運動施設ができればいいなと。

今度の西野区のお世話になる施設は、鮫川こどもセンターのために私はつくる施設だと考えております。鮫川のあそこのこどもセンターには120人ほどの子供たちが通っています。その子供たちが雨降りでもいつでも運動会ができるんだよ、夏の暑い日差しを避けながらの運動会、できれば側面のガラスとか幕とかは要らなくて、本当に夏には屋根だけの、そんな空間で運動できればいいなとあって、子供に自慢の、鮫川の子供たちは雨が降っても平気で

100メートルのトラックで運動会ができるんだ、そんな子供たちに自慢、誇りになるような施設をプレゼントしたいなと思うのは、この震災で苦しんでいる子供たちもありますしお母さんもあります。

そして、このゲートボールは、やはり嫁さん連中につくった野菜も食べてもらわれない、こんなお年寄りの元気の応援も屋内ゲートボール場にはできるのではないのかなと、そういう3つも4つも重ね合わせてのぜいたくな施設であります。

どうぞ鮫川の誇りと思えるような、子供たち、お年寄りも元気が出るような、そんな施設であるということで議員のご理解もいただければ、村長のおもしろおかしくやっている事業ではないということでご協力をいただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど言ったように建設することに対しては私はこれは大いにそういうものを利用できるような施設をつくっても、みんなが望むものならばいいと思うんです。ただ、そういう乳幼児施設だからこどもセンターの近くが一番ふさわしいというような私は意味にとっているんですけれども、これは全村民が使える施設であると思うんですよね、多目的施設なんだから。そういうものに対して、やはり全員が利用できるような、使いやすいようなそういう場所、それはやはりここ1年もあるんですから、十分みんなの意見を吸いとり、そしてどうしてもないという場合にはそれはもう当然同意も得ているし、それはいいことだとは思いますが、もう少し住民の声を聞き入れるべきだと思うんですが、それでも待つられないね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まことに勝手に言って申しわけないと思いますが、西野の議員さんも2人おられます。西野の議員さんあたりにも相談して、貴重な区民の運動広場どうだろうなというお話をさせていただきました。こういったことで、こどもセンターには鮫川全域から来ております。こういったところでもし役に立てればというお話をいただいたものですから、こういったことにさせていただきました。

もちろん、皆さん議員でもう少し協議をして、それ以外の場所があればそれでも結構ですが、どうぞあのここまで西野区民の了解をいただきました事業でありますので、こういったことで西野の施設の設備ということでご協力をいただければと再度お願いを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 場所についてはもう少し考慮していただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

ここで午後2時40分まで休憩します。

（午後 2時30分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時41分）

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第91号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第91号 専決処分の承認を求めることにつきまして、専決第6号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）についてのご説明を申し上げます。

本案は、平成24年12月4日公示、12月16日投票の衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、係る執行経費等の補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年11月19日に専決処分したため、同法第3項の規定により承認を求めるものであります。

議案書の1ページ、事項別明細書1ページをごらんください。

補正前の予算額35億9,871万2,000円に対しまして、今回補正額450万円を増額し、補正後の予算総額を36億321万2,000円とするものです。

事項別明細書の2ページをごらん願います。

歳入です。14節県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、5節選挙費委託金の衆議院議員総選挙執行経費450万円を増額するものです。

歳出は、衆議院議員総選挙費の1節報酬を72万5,000円、3節職員手当を140万9,000円、11節需用費126万円など、計520万円を増額補正するもので、県支出金との差額70万円は予備費を充当するものであります。

以上で議案第91号の説明を終わります。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第91号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第92号～議案第99号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第92号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第12、議案第99号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第92号から議案第99号までの8議案につきまして、提

案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第92号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

議案書は5ページから10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページをごらんください。事項別明細書です。

補正前の予算額36億321万2,000円に対しまして、今回1億1,623万9,000円を増額し、補正後の予算総額を37億1,945万1,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお開きください。

歳入です。9款1項1目1節の地方交付税1億1,140万4,000円の増額は、普通交付税の増額見込みによるものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障害者保護費負担金の障害者自立支援給付費382万1,000円の増額は、施設利用者の増加による増額であります。

2項国庫補助金、5目消防費国庫補助金、1節消防費補助金の消防防災施設整備費2,915万円は、宿ノ入地内の村民運動場を利用したヘリコプターによる空中消火活動用広場整備及び資機材保管施設を整備するための補助金であります。事業費5,300万円のうち、補助金は55%であります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節障害者保護費負担金の障害者自立給付費191万円の増額は、施設利用者の増加により、県負担金の増額であります。

2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の福島県ブランド・イメージの回復支援市町村交付金4,209万4,000円の増額は、原発事故によりこうむったブランド・イメージ低下等による損害からの回復に向けた事業の支援のため県基金から交付されるものであります。この交付金は、東日本大震災復興基金に積み立てて3カ年で村では運用するように計画をしております。

詳細は、歳出にてご説明を申し上げます。

事項別明細書7ページをごらんください。

2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の障害者自立支援対策臨時特例基金事業費390万9,000円の減額は、平成24年4月の制度改正により、基金事業の対象メニューが少なくなったための減額であります。

3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の除染対策事業交付金事業費1,926万8,000円の減額は、農用地を除染しました農用地除染委託業務が完了したことによる補助金の精査に

よるものであります。安く上がったということです。

8ページをごらんください。

17款繰入金、2項基金繰入金、8目1節ふるさと創生事業基金繰入金の広畑団地建替事業費115万3,000円の増額は、広畑団地建設事業費の一部にふるさと創生事業基金の全額を取り崩して充当するものであります。

19款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入の米の全袋検査推進事業費受託料580万9,000円の増額は、福島県米の全袋検査推進協議会の受託収入が補正前の予算額1,367万6,000円に対しまして、収入が1,948万5,000円となる見込みであります。

なお、集荷業者2社の検査総数では4万8,000袋となる見込みであります。

議案の10ページ、第3表の地方債補正をあわせてごらんください。第3表の地方債補正です。

20款1項村債、2目1節過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業債300万円の減額は、充当を予定していた首都圏でのアンテナショップ開設事業の財源をブランド・イメージ回復支援交付金を充てて実施するために減額するものであります。

同じく定住促進住宅事業費380万円の減額は、伏木田地内の旧鮫中体育館の解体事業費の減額による起債額の変更であります。

1目1節公営住宅建設事業債の広畑団地建替事業債7,050万円の減額は、普通交付税の歳入増加が見込めたことから、これを当事業に充当することにより借金を起こさない、起債を起こさないこととして将来の負担を減額するものであります。

5目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債の現年度公共土木施設災害復旧事業債270万円の減額は、凍上災のうち村道蕨ノ草大竹線が国道349線の改良工事の迂回路となることから今年度工事ができなくて、次年度の施工となるための減額であります。

6目1節緊急防災・減災事業債の西山村民体育館耐震補強事業債2,120万円の増額は、実施設計を行ったところ体育館のコンクリート壁の改修が必要など事業費が増加するため、当初の起債額3,450万円を、2,000万円余計にかかっちゃうんだね、5,570万円に変更するものであります。これは本当に失敗しちゃったんだよね。これは本当は耐震補強をやっておけばこんなにかからなかったんですけども申しわけないと思います。

9ページをごらん願います。

歳出予算の補正であります。

9款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費の職員共済負担金の280万円の減額は、職員の人事異動による共済組合負担金の変更であります。

以下、共済費の補正は同様の理由でありますので、説明を省略いたします。

5目25節積立金の東日本震災復興基金4,209万4,000円の増額は、歳入でご説明いたしましたブランド・イメージ回復支援市町村交付金を東日本大震災復興基金に積み立てるものです。

この交付金は、3カ年で運用する予定としております。主な事業としては、農村体験ツアーの実施、特産品の開発、鹿角平クロカンの整備、観光力アップなどの事業を4,200万円で考えております。

6目企画費です。10ページをごらんください。

17節公有財産購入費の定住促進対策事業費283万5,000円の増額は、定住促進用住宅として活用するため、新宿地内、また土地を買うようなっちゃいました、新宿地内の土地、建物を購入するためのものであります。新宿地内はちょっと旧大河内正男君、わかりますか。大河内正男氏の、白河に行ったんですね、そこで土地を売買してもいいということなものですから、そしてまたここに住んでもいいという人がいるものですから、村で買うようさせていただきます。

11ページをごらん願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定103万4,000円の増額は、出産育児給付金の支払いに充てる繰出金を増額するものであります。

5目障害者福祉費、13節委託料の障害者自立支援システム改修業務126万円の増額は、障害者相互支援法施行に伴い電算システムの改修を行なうものであります。

20節扶助費の障害者自立支援給付費680万4,000円の増額は、施設入所利用者対象者が増加する見込みのために増額するものであります。

12ページをお開きください。

扶助費の障害者自立支援臨時特例基金事業給付費521万2,000円の減額は、平成24年4月から制度変更による基金事業の該当メニューが減少したため不用額を減額するものであります。

2項児童福祉費、4目保育園費、7節賃金531万8,000円の減額は、保育士3名を正職員に採用したので、臨時職員賃金のうち不用額を減額するものであります。

13ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料の健康管理データベース

システム更新業務160万7,000円の増額は、住民の健康管理システムデータ量の増加と、管理機能を拡充するため、パソコンとソフトウェアを更新するものであります。

同じく20節扶助費の乳幼児医療社保分です。203万2,000円の増額は、ゼロ歳から就学前の社保分乳幼児医療費が不足する見込みのため、増額するものであります。

同節の児童等医療費社保分84万8,000円の増額は、小学1年生から高校3年生までの社保分児童医療費が不足する見込みのため、増額するものであります。

4目環境衛生費、19節負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備事業補助金197万6,000円の減額は、当初予算において合併浄化槽設置補助金15件を見込みましたが、今年度の設置数が13件の見込みとなったため、不用額を減額するものであります。それでも13件あったんですね。

次に5目診療所費です。28節繰出金の国民健康保険特別会計直診勘定109万2,000円の減額は、国保診療所職員の人事異動により、共済組合負担金が減額となったため繰出金を減額するものであります。

次に14ページをお開きください。

6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費、12節役務費の手数料326万7,000円の減額は、米の全袋検査において保有米などの持ち込み及び検査立会料を委託料で支払おうとするために予算科目を組み替えての減額です。

13節委託料の農用地除染委託業務995万4,000円の減額は、除染設計単価の精査により、10アール当たり施工費を制限したことから、及び委託額の精査による減額であります。草地除染の完了面積は68.5ヘクタールであります。70ヘクタール用意したんですね。申し込みは150ヘクタールございました。ですから、25年度には80ヘクタールの草地の除染を予定しております。同じく米の全袋検査業務330万円の増額は、保有米などの持ち込み及び検査立会料の支払いを手数料から委託料に組み替えて支払うものであります。

15節工事請負費の直売所施設耐震補強工事400万円の減額は、当初予算において「手・まめ・館」の耐震補強工事を計画いたしましたが、改修工事により数カ月にわたり休館するため、仮設店舗等の検討をした後に計画することとしたので減額するものであります。

同節の直売所冷房設備設置工事費300万円の増額は、「手・まめ・館」の店舗と食堂に冷房設備を設置するための工事であります。なにせ暖かいとハエが多いんだそうですね、野菜売り場も食堂のほうにも冷房設備をいたします。そうでないとハエがたくさんいて、お客さんから小言がくるそうです。そういうことで、今年度中に整備をさせていただきます。

16節原材料費の農用地除染原材料658万3,000円の減額は、除染資材のゼオライトの需給状況が逼迫しており、値上りを想定していましたが、比較的安価で購入できたため、これも減額するものであります。

18節備品購入費の草地更新用ボトムプラウ274万1,000円の減額は、農地除染貸し出し用のボトムプラウ3台を購入する際に、機種を小型のものにしたため安価となりましたので、不用額を減額するものであります。

15ページをごらんください。

10目バイオマス推進事業費、15節工事請負費の堆肥センター機械保管庫外溝工事171万1,000円の増額は、建設中の機械保管庫周囲の舗装及び雨水等の排水溝工事を行うものであります。

17ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、15節工事請負費の村道遠ヶ竜戸草線工事140万円の減額は、工事請負費の確定による減額であります。

9款1項消防費、2目消防施設費です。

18ページをごらんください。次のページです。

15節工事請負費の空中消火活動用広場整備工事2,750万円の増額は、村民運動場にヘリポート広場を設置するため、排水改良及び芝による緑化工事等を行うものです。

同節の資機材保管等施設整備工事費1,800万円の増額は、広場に附帯する資機材保管等施設を整備するものであります。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、11節需用費の修繕料110万円は、平成18年度購入のスクールバス排気ガス浄化装置に異常が発生したため、110万円かかるんですね、排気ガス浄化装置がふぐあいだったそうです。110万円です。修繕費用です。

20ページをごらんください。

6項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費の西山村民体育館耐震補強工事2,000万円の増額は、耐震補強工事の実施設計を行ったところ、構造材の補強のほかにコンクリート壁の改修を要するなど、計画を上回る事業費となるため、補正前の工事請負費3,200万円を5,200万円に増額するものであります。

同じく17節公有財産購入費、屋内多目的スポーツ施設敷地804万3,000円の増額は、全天候型の屋内多目的スポーツ施設の建設用地として、先ほど説明しました西野区民運動場を購入するものであります。西野区民運動場、804万3,000円です。

次に、債務負担行為の補正についてご説明を申し上げます。

議案書の9ページをごらんください。議案書です。

農業経営基盤強化資金利子補給に係る債務負担行為について、原発事故により据置期間が1年延長されたため、償還期間が平成28年度までのものについては、利子補給の限度額を1万9,000円、平成40年までのものについては、10万4,000円を増額するものであります。

続いて、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案書11ページ。

事項別明細書をごらんください。24ページをお開きください。

議案第93号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）事業勘定であります。

補正前の予算額が4億8,628万5,000円に対しまして、今回387万4,000円を増額し、補正後の予算総額を4億9,015万9,000円とするものであります

25ページをお開きください。

歳入です。3款療養給付費交付金の現年度分284万円の増額は、退職者医療交付金の交付決定による増額であります。

26ページをごらんください。

歳出です。2款保健給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金、補助及び交付金の488万8,000円の増額は、退職被保険者療養給付費の負担金が予算現額1,232万4,000円に対しまして1,721万2,000円になる見込みのため増額するものであります。

27ページをお開きください。

9款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の保険給付費支払準備基金455万3,000円の減額は、今回補正の財源に充当するため、基金積立金を減額するものであります。

次に、直診勘定です。30ページです。

直診勘定、補正前の予算総額8,294万9,000円に対しまして、今回109万2,000円を減額し、補正後の予算総額を8,185万7,000円とするものであります。

31ページをお開きください。

3款繰入金、1目1節一般会計繰入金の運営費繰入金109万2,000円の減額は、歳出補正予算の職員共済組合負担金等の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

34ページをごらんください。

議案第94号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正前の予算額 1 億1,898万9,000円に対しまして、今回15万6,000円を増額し、補正後の予算総額を 1 億1,914万5,000円とするものであります。

35ページをごらん願います。

歳入及び歳出です。4 款繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金15万6,000円の増額は、歳出予算の職員手当の補正に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

続いて、38ページをごらんください。

議案第95号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算の金額には変更ありません。

歳出の11節需用費の修繕料13万4,000円の増額などに充当するため、予備費を23万4,000円減額するものであります。予備費の減額です。

続いて、39ページをお願いします。

議案第96号です。

平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正前の予算額が3,131万4,000円に対しまして、今回8万4,000円を増額し、補正後の予算総額を3,139万8,000円とするものであります。

40ページをお開きください。

3 款繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金 8 万4,000円の増額は、歳出予算の施設管理費、光熱水費等の補正に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

41ページをごらんください。

議案第97号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）です。

補正前の予算額 4 億3,781万円に対しまして、今回4万4,000円を増額し、補正後の予算総額を 4 億3,785万4,000円とするものであります。

42ページをごらんください。

歳入の7 款繰入金、1 目一般会計繰入金、4 節事務費繰入金 4 万4,000円の増額は、歳出予算の職員手当の補正に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

45ページをごらんください。

議案第98号です。平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出の総額には変更ありません。

歳出の4 節、共済費の社会保険料の増額補正のため、予備費を13万4,000円減額するものであります。

続きまして、46ページをお開きください。

議案第99号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）です。

補正前の予算額1億2,226万7,000円に対し、今回59万円を増額し、補正後の予算総額を1億2,285万7,000円とするものであります。

47ページをごらんください。

歳入です。2款繰入金、1目1節一般会計繰入金59万円の増額は、11節需用費の燃料費44万1,000円の補正に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で、議案第92号から第99号までの8議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あしたは各常任委員会で議案調査、14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時21分）

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成24年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年12月14日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第92号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第93号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第94号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第95号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第96号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第97号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第98号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第99号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 9 請願について
請願第 2号 鮫川村青生野江堀に設置される仮設焼却炉設置の見直しと住民合意を求める請願書
審査結果の報告、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第5号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例

上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 発議第6号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則

上程、説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	芳賀	亨君
企画調整課長	石井	哲君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君
農林課長	佐藤	文夫君	地域整備課長	近藤	保弘君
教育課長	北條	利雄君	農務局長	増谷	隆夫君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷	秀季	書記	渡邊	敬
------	----	----	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第92号～議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第92号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第8、議案第99号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 質疑をさせていただきます。

歳出の1の5の25、東日本大震災復興基金の件でございます。4,209万4,000円ですか、この用途なんですけれども、主な事業で、これ農村体験ツアー、特産品、鹿角平観光アップなどの用途になっておりますけれども、今、焼却炉の問題で、鮫川村、相当、東京新聞だとかもろもろの面で批判ということはないんですけれども、評価を受けておるところでございますが、私たちも、鮫川村を一日も早くクリーンにしたいという思いで、低線量でも焼却したい、そういう思いで低線量であってもクリーンにしたいという思いで焼却炉は承諾したわけなんですけれども、どうしても世論は、ましてや子供を持つ親にとっては大変心配なところはあると思うんですよね。

そこで、私の1つの基金の使い道で提案したいんですけれども、検査体制を第三者機関、例えば大学関係の機関に委託して検査してもらったらいかなど、この基金を利用して、そういう思いでおるものですから、その点お伺いしたいのと、あと、どうしてもこういう心配する人は、何ぼ大丈夫だって言っても、これは心配は、放射能に関してはだれもが、学者が

10人いれば10人みんな違うと思うんですよ。そういう面からすれば、やっぱり大丈夫だと言っても、国との覚書、例えば何かあったら即時村長名でとめますと、そういう覚書もあっていいのかなと思いますので、その点あわせてお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいま2番、宗田議員の質問であります4,200万の資金は復興基金の積立金に積み立てをした質問であります。これは福島県のブランド・イメージ交付金ということで、3年間で使用を計画させていただきました。先日、議案審議のときに皆さんにお渡ししていると思います。こういった内容で村で計画いたしましたのは、12のご提案しました村の復興計画をさせていただきました。この中で、今、議員が話されたのは鹿角平、焼却炉付近のあれですか、焼却炉付近のモニタリングを第3者機関に委託してはという1つは案であります。

そして、もう1つが、環境省との不具合があった場合の覚書を取り交わしてはいかがということですが、これは実は、最初これからお答えしますと、私はこれも必要なことだ、相手は役人ですから、こういった覚書なくても不都合あった場合には補償するのは当たり前ということですが、皆さんこういった意見が強いものですから、つい先日覚書を取り交わしました。それで、もし、今、空間線量が国が示しております20から30ベクレル、セシウムで、これが基準値だそうです。鮫川の焼却炉の場合には、これの10分の1に設定させていただきました。2ベクレルです。これを上回った場合には直ちに焼却は中止する、こういった考えで、これもあの覚書で取り交わしております。こういったことで、先日3日ほど前です、環境省の課長代理さんが来て、あの書類は私のほうで送ってやって、あと上司の方の、まだあの返しの、向こうの調印がなされていない。私のほうは判こを押して印をついてやりました。それで、まあ係員はそれで承認いただきましたから、おそらく間違いなく17日返って来ると思います。

もう1つは、第3者に委託するということですが、これは予定しておりませんので、これはモニタリングは、議員の皆さんと区長さん方でいかがかなというお話でしたが、これが第3者機関が必要であれば、また皆さんと相談しながら計画をさせていただきたいと思います。ただ、果たして第3者機関より自分らのほうが正確性は確実ではあるのではないかと思います。その辺ももう少し議論をして、第3者機関に委託するか、あるいは区長さん、議員さん方、そして私どもで監視をしながら焼却実験を行うか、その辺、もう一度組み立てていた

だきたいと思います。

もう1つ、先ほど申しましたが、何ぼ説明しても、セシウム、何せ、私もそうですが、目にみえないんですね、色もないんですね、においもない、色もない、大変怖いという思いで私もおります。私らが今やっていることが20年後、30年後の子供たちにとって不具合にならないよう、これはベストを尽くすのが当たり前のことです。

私が、今、減容化対策で一番ベストな方法は何かということで、いろいろ職員と検討させていただきました。これは昨年です。で、ことしの1月に原子力研究所の皆さんとか仮置き場のことで、いろいろ各地にお願いして歩いたときに、あの原子力研究所の皆さんで、一番いいのは、減容化対策でいいのは焼却して埋めることがまず楽ですねというお話、楽ですねというより、そのほうが早いですねということで、ただ野焼きはできません。野焼きをしたら大変なことになりますし、これはセシウムをばらまくようになります。それで、いろいろ検討した結果、その大熊町とか飯館であんな焼却炉ができた。これも50万ベクレル、70万ベクレルの高い線量のものを燃やしても、排煙の口で測ったときに、相当、99.9%抑えられたという、そんな数値があったもので完全に抑えられる、そういうお話を聞いたものですから、そちらのほうの機械を実は村で最初計画したんです。村で計画をさせていただきました。2億だそうです。2億のやつ、大熊とか飯館の、その今、新しいんでなくていいから、その使ったものを、鮫川とても線量低いんだから、使ったものでいいから、本当、その燃やすと焼却しなくちゃなんないというのは、8,000ベクレルの堆肥なんです。あれが、8,000ベクレルの堆肥と、あと700ベクレルぐらいの牛の乾燥飼料だったんですよ。あと、ちょっとあるのが木の葉です。落ち葉、落ち葉がある場所によっては、朝日山付近の空間線量が、爆発当時が0.3ちょっと上回った地区なんですね。あそこの落ち葉が2万8,000とか9,000あった、それも量的にはそんな量でないんですね。みんな、落ち葉は大体20トンほどあったんですけど、これ2,000ベクレルの落ち葉と2万9,000とか8,000の落ち葉みんな一緒にまぜちゃったんですね。ですから、今の線量をはかつてはいないんですけど、そういった、私らも3万とか近くなると相当怖い数値なのかと、そういうこともありました。これをいかに減容化するか、減らして、落ち葉のお話も、皆さん、各老人クラブに頼んで堆肥センターに使う貴重な資材だということで、落ち葉をさらって、次の年の落ち葉は堆肥に使えるような資材にしたいという思いで落ち葉をさらったんですけども、さらった落ち葉の置き場所がなかったんですね。相当苦労しました。こういった思いもあったもんですから、皆さん、除染はいい、ですが、除染したものを長くそこに置いとかないで見えないとこ、私らの目につかないとこ

に保管してくれという、そういう皆さんばかりなんですね。ですから、そういったことを考えた時に減容化するのが一番かなということで焼却を思いついたんですけど、私はこういった線量の低い鮫川村だからこそできる、鮫川村から発信したいと減容化も進まない、復興も進まない、こういった思いで焼却炉ということで、皆さんと相談、いろいろ議論した結果です。大変、そういった手法が、今、皆さんに大変迷惑かけてるということで残念という思いであります。

ただ、ここでしっかりと考えなくてはならないのは、国が、文部科学省が、環境省が、農林水産省がしっかりと安全だということを私らに指導して始まった事業であります。国を信用して一日も早く、幾らかでもこの焼却実験を成功させて、福島県の復興に役立てれば、鮫川村も皆さんもう一度評価していただけるのではないかと、そういう思いでありますので、ご協力をお願いするところであります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私も、これ本当に危惧するのは、私たち本当クリーンな村づくりをやったわけなんですよね、これイメージダウンというか、風評被害というのは、とにかくこれはついて回るもので、私らが大丈夫大丈夫だと言ってても、いろいろなもろもろの人が私的感情で、これが正しいか正しくないか、だれもが数年たたないとわからないことなんです。だから風評被害を避けるためにも、また若者に安全、安心を与えるためにも、やっぱり私たちが検査しても、検査して大丈夫のが一番確かなんだと私は思いますけれども、そういう方に安心を与えるのは、やっぱり第三者機関に検査してもらって、そういう行動を起こすことによって、風評被害も、また、若者の安全、安心ももらえるのかなという感覚でありますので、その点、今後検討していただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の風評被害対策にも、こういった第三者機関の指導を受けるのがよいのではないかとという再質問であります。私もそのとおりだと思っております。

また、子供たちに低線量での、空間線量とても低い地域ではありますが、この線量が果たして30年後、40年後に、どういう健康状態、どういった健康状態になるのか、私らはこの放射能を一日でも早くもとの爆発前の線量に戻して、子供たちの安心、安全を確保するためにも、この減容化作戦が一番適当だという思いでございましたが、これがえらい、今、話題をま

いているということであります。私、やるのが、子供たちのために、村のための、村の農業のために、将来のためにもベストだということで、思っせてやらせていただく事業です。しっかりと皆さんの協力をいただきながら、この事業を成功させていきたいと思ひますんで、こういった今の第3者の指導を受けるように努めてまいりたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 10款教育費の屋内多目的スポーツ施設敷地804万3,000円ですが、これなんですけれども、西野、この施設をつくることには賛成なんですけれども、場所的なこと、まあ確かにこどもセンターから近くて使い勝手がいいということもありますし、老人の方もそういう場所があるという、それはわかります。今回、ちょっと話があったのは、スポ少関係、それから、また消防関係、かなりあの場所がなくて、今回の消防関係は、特にポンプ操法でかなり場所がなくて堆肥センターを使ったような状態ですよ。そういう中で屋内施設があるということは利用度もかなりあると思ひます。確かに老人会の人でも雨の中でできないということもありますし、村民としてはもっともっと活用できるほうがいいのか。そうすると、そういうことを考えると、村の中心的なこと、土地的なことでもありますけれども、そういうことも考えてほしいなということもあります。

あと、もう1つは場所的なこととすれば、鹿角平の草地の中にそういう施設をつくってはどうかという、そういう話もありました。確かに、人がいっぱい集まる中でクロスカントリーのコースができて、ちょっと見る感じでは不具合なような感じはしますけれども、それでも村民もありますし、他県、ほかの地方の人でも来てクロスカントリーなり何なり使うとなれば、そういうもっと広範囲な利用度的なこともありますし、あと管理的なこともありますけれども、鹿角平だと、今、人がいて管理してくれているような状態ですし、その管理的なことも、いろいろなことを勘案していくと、場所的なことはもうちょっと考えてもらってはどうかと思ひますけれども、どうでしょう。お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、岡部議員の屋内の多目的運動スポーツ施設が果たして西野でいいのかというお話だと思ひます。西野を選んだという理由ですが、まず、この多目的運動施設は先日お話しましたように、実はあの思ひつきといいますか、思ひ立ったのが、ことしの8月に老人クラブの皆さんが、県南のゲートボール大会を鮫川で開催することができた、鮫川村が県南大会の開催の会場になったんだよという、そういう喜びの声がありました。そう

いった中で、ちょうど当日あいにく雨だったんですね。それで皆さんに白河から来た皆さん、そういう遠方から来た皆さんもゲートボールできないで帰ってしまった。こういったときに、今の老人の皆さん、なかなか苦労している。あの爆発以来、せっかくなつく野菜、大根、家庭菜園が孫に食べてもらえない、特に嫁さんに食べてもらえないそうです。私のところにもたくさん届かる。どうしたんだと、いや、野菜つくったんだけど孫が食べてくれない、嫁が食べてくれない、嫁は北海道だの九州から取って食ってんだと、そういったことで意欲的な生活ができない。

こういった中で少しでも頑張れば、村に誇りを持ってもらえるような支援でいきたいな、できればいいなということで、実はさざり荘のゲートボール場、あそこだけにとったんですけれど、たまたまあそこはがけ地なんですね。がけ地で、屋根かけるだけだと2,000万ぐらいでできるんですよ。で、サーカス場のテントぐらいの屋根だけの雨よけでスポーツ施設はいいなと思ったんですけれども、あそこがけ地条例になっちゃた、それで建物建てるのは無理だよということになったもんですから、さればどこなんだということだと、それほど予算もないと考えたときに、鮫川村のこどもセンターは西野の外れです。ですが、あの施設はご存じのとおり、廃校の小学校を利用して、今、とてもこどもセンターの先生方もしっかりと、その不具合、階段の段差の高い低いありますよね、幼児と小学生では歩幅が違うからいろいろ容易でない。そんな中でもしっかりと優しさでもってカバーして、今、結構、全国から評判のこどもセンターになった。その近くに、それでは、今、こういった騒ぎで、やはりその屋外での運動は避けてますね、これも放射能の影響だと思います。この放射能の影響をできるだけ避けて、日中でも大威張りで運動できるような施設、そして雨の日でも、あそこですと、大型バスで乗り入れること、今は無理です。ですが、少し路線を変えると、子供たちが雨にぬれずにあの施設まで行けるような、大型バスが入るような道路もできるんですね。ですから、ゲートボールから子供たちの運動場が優先になってしまいました。ですから、年寄りには少し不都合でも西野の外れ、中心部から外れますけれども、孫のことを考えたら、そのぐらいの移動は平気だ、そういう思いで、あの子供たちが暑い日差しを避けながら、日中堂々と放射能を怖がらないで運動できる、そういった意味合いもあります。それでこどもセンターの近くに、西野に設けたということでもあります。

あと、運動場は西野区民の大事なスポーツの場でもありましたが、最近、ソフトボールなんかやる人が少なくなってきて利用回数も、頻度も減っているそうですね。ですから、そういったこともあったもんですから、区の臨時総会を開いてもらってお願いしたところ、子

供のためならしやうがないんじゃないのと、年寄りのためじゃなくて孫のためならという、そんな理解をいただいたものですから、ぜひあの場所ということで先日お願いしたとおりであります。もちろん再度皆さん方と検討しながら場所の選定はしていきたいと思いますが、今言ったような理由であそこを選ばせてもらったということでもありますので、どうぞご理解とご協力をいただければと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長が答弁した件なんですけれども、一般会計の補正予算の10款、今、1番議員が質疑された件なんですけれども、今、村長の答弁では、場所はこれからなおよく検討していくというような考えですね。まあ、それならばいいですけれども、当然、これは一部の住民の承諾をいただいたということでありまして、まだ村内全域の方々の意向というのはまだ把握してない。十分いろんな意見も私のところに寄せてありますし、今の村の状態、中央の空洞化がどんどん進んでおる中で、一部の考え、まあ村長の考えは十分わかりますけれども、どうしても多目的施設として利用する場所としては、私もおとといですか、申し上げたとおりであります。村民の大多数が望んでないというのでありますので、村長は今後検討するというような意向でありますので、その点を十分お約束されるならば、私もこの800万の件に対してはある程度認めたいと思いますので、その点を約束するということで、もう一度村長の意向をお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の場所のお話ですが、これは先日お答えしましたとおり、もう一度皆さんとお話し合いをしてこれは解決していきたい、そして早めに建設は目指したい、こういう思いであります。建設は25年度に予算、計画いたしまして、基本設計をいたしまして、実施は26年度という計画であります。金額的にも2億5,000万ほどかかる事業でありますので、十分皆さんと協議をしていただければと思いますし、私の思いが、今、話した、岡部議員に答えたとおりであります。どうぞ皆さんからも、そういった意見を出していただき、いろいろ議論をしながら設置場所は選定させていただきたいと思いますので、決して西野という確定したわけではありませんので、ご理解と、また、これから先ご相談をお願いいたして答弁いたします。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第93号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第94号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第96号 平成24年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第97号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第98号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第99号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願について

○議長（前田三郎君） 日程第9、請願についてを議題といたします。

産業・厚生常任委員会に付託いたしました請願第2号 鮫川村青生野江堀に設置される仮設焼却炉設置の見直しと住民合意を求める請願書について、審査結果について報告を求めます。

産業・厚生常任委員長、星一彌君。

〔産業・厚生常任委員長 星 一彌君 登壇〕

○産業・厚生常任委員長（星一彌君） 請願第2号 鮫川村青生野江堀に設置される仮設焼却炉設置の見直しと住民合意を求める請願書。

審査の経過、産業・厚生常任委員会に付託された本請願について、12月13日午前10時から委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

決定及び理由、不採択と決定しました。

理由、1、汚染された農林系副産物は焼却による減容化が有効手段であり、環境省が進めている焼却施設により農畜産業の再生や今後の住宅除染を進めるため効果が見込まれる。

2つ、村議会として除染を推進する立場から焼却炉設置の承認をしていること。

3つ、11月12日開催の環境省説明において、村、議会、各行政区長が出席し、設置される焼却炉は安全であり、周囲に及ぼす環境への影響がないことに対し説明を受けている。

4つ、焼却炉の安全性、機能的なバグフィルターによる排ガスの安全性対策、焼却灰の処理など、万が一、国の基準を超えた場合は停止すること。

5つ、焼却運転では、実施期間中、焼却炉データの村提供と公開を実施、モニタリングポストの設置、また議員による空間線量及び施設の監視役割など、安全性に対する一層の強化を行い、住民の安全、安心に努めていくものであります。

以上により不採択といたします。

少数意見の留保、なし。

本委員会において、以上のとおり決定したので報告をいたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
ここで暫時休議いたします。

（午前10時35分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時37分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第5号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例及び発議第6号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則の2議案が、11番、前田武久議員から所定の賛成者を
得て提出され、議長において受理いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第5号、発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第5号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する
条例及び追加日程第2、発議第6号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則の2議案を
一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由説明を求めます。

総務文教常任委員長、11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 発議第5号、第6号について提案理由の趣旨説明を申し上げます。

発議第5号から発議第6号までの2議案について、提案理由の説明をいたします。

まず、発議第5号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

これまで、地方自治法における委員会に関する規定では、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされていましたが、このたびの改正で1つの条文に統合され、委員の選任などに関する事項が条例に委任されたことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

内容は、第5条中、議員は、「少なくとも一つの常任委員となるものとする。」、「常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。」、「特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」の3項の規定を加え、現行規定の1項から第3項を4項から6項に繰り下げるものであります。

なお、この条例改正により、これまでの委員の選任などについて変更をするものではありません。

次に、発議第6号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

同じく地方自治法の改正により、会議規則第17条第1項及び第73条第2項に反映される条項の番号が変更となりましたので、条項の番号を改めるものであります。

議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから発議第6号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査を申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第6回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでございました。

（午前10時45分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 坂 本 忠 雄

署 名 議 員 岡 部 明